

# 自治研 **ちば**

JICHIKEN CHIBA

vol.4

2011年2月

**「新しい公共」自治体でどう取り組むか**  
—第7回 千葉県地方自治研究集会から—



我孫子市 鳥の博物館

一般社団法人 **千葉県地方自治研究センター**

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階

TEL.043-246-0511

# 自治研ちば vol.4 2011.2

|                                        |                        |        |    |
|----------------------------------------|------------------------|--------|----|
| • 巻頭言……………                             | 千葉県地方自治研究センター研究員       | 網中 肇   | 2  |
| • 第7回 千葉県地方自治研究集会 「新しい公共」自治体でどう取り組むか…… |                        |        | 3  |
|                                        | 法政大学法学部教授              | 名和田是彦  |    |
|                                        | 副理事長 法政大学法学部教授         | 宮崎 伸光  |    |
|                                        | 白井市長                   | 横山久雅子  |    |
|                                        | ワーカーズコープちば専務理事         | 菊地 謙   |    |
|                                        | 研究員                    | 網中 肇   |    |
| • 連載：「房総の自治鉦脈」第4回 ……                   | 理事長                    | 井下田 猛  | 39 |
| • 連載④：数字で掴む自治体の姿…                      | 副理事長 法政大学法学部教授         | 宮崎 伸光  | 43 |
| • シリーズ 千葉の地域紹介<br>召しませ！白樺派のカレー ……      | 我孫子市役所                 | 嶋田 繁   | 54 |
| • 公共の担い手……                             | 特定非営利活動法人 TRYWARP 代表理事 | 虎岩 雅明  | 55 |
| • 自治研センター 事務局より～……                     | 事務局長                   | 高橋 秀雄  | 58 |
| • 紹介・スクラップブック 「千葉県地方自治関係記事」……          | 理事長                    | 井下田 猛  | 60 |
| • 読者の声……                               | 佐倉市                    | 宮内 健さん | 64 |
| • 今期の入手資料……                            |                        | 編集部    | 65 |
| • 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）        |                        |        | 66 |
| • 自治研ちば既刊案内／編集後記……                     | 事務局長                   | 高橋 秀雄  | 67 |



## 地方議会 二元代表制を考える

千葉県地方自治研究センター研究員 網中 肇

一昨年の政権交代後、新政権は、明治以来の中央集権体制から脱却し、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任も負う「地域主権」へと、この国のあり方を大きく転換していくこととしています。

そのような状況下、今年は統一自治体選挙が実施される年であり、今一度、地方自治とりわけ地方議会について考える格好の年となっています。

### 二元代表制

ご案内のとおり、地方制度としては二元代表制が採用され、地方自治体の首長と議員は住民がそれぞれ別の選挙で選ぶ制度となっており、これは憲法93条において規定されています。一方、国においては国会議員が首相を選ぶ「議院内閣制」を採用しており、この点が地方と大きく異なります。

そして、二元代表制において首長と議会は、それぞれ住民を代表しており、独立・対等の関係にあって、相互に抑制し緊張関係を保ちながら自治体運営を進めることが求められています。

### 首長と議会の対立

最近の報道によると、阿久根市、名古屋市などにおいて市長と議会の対立が先鋭化し、市政に混乱が生じているとのこと。この原因として、行政のトップたる首長を選出する際の住民の投票行動と、立法に従事する自治体議員を選出する際のそれが、異なっていることなどが指摘されています。

つまり、首長には自治体の経営者として、(いい意味でも悪い意味でも) 大胆な手腕での行政運営を望む一方、議員には地域の代表者として、地域の要望や課題或いは個別課題の解決を他の地域よりも優先的に実施してく

れるよう執行機関に働きかけることができる、言葉を換えて言えば族議員的な役割を求める、或いは政策よりも地縁血縁など顔を知っている人を求めるということです。

このような投票行動下で選出された首長と議会は対立してしまうことが不可避でしょう。

### 議会の総与党化

ところが議会が総与党化(二元代表制においてこのような表現が適切ではないことは承知のうえで…)してしまっているという例も多々あるようです。つまり、無所属の首長を与野党相乗りで支える総与党化です。

このような議会では、執行部が提出する議案を「淡々と」議決することで、議会が形骸化し、多様な民意の反映や、執行機関の監視などの本来の役割を十分果たせず、地域住民に対して議会そのものの存在感が薄れてしまうでしょう。

### 地域の課題解決のために

自治体は今後ますます自らの責任と権限において地域を運営していかなくてはならず、その車の両輪がまさに首長と議会となります。首長と議会との適切な緊張関係を維持することによって、地域住民の福祉の最大限の増進を図っていかなくてはなりません。

少子高齢化にともなって増大する公共サービスに要する費用、その一方でますます厳しくなる地方財政、これらの問題に関し、我々住民も実り豊かな地方自治を担うにふさわしい、首長・議員を選出する努力をしなくてはなりません。

当自治研センターも、千葉県におけるこれらの課題に対し、県民・市民の一助となることができるような話題を提供していきたいと考えています。

第7回 千葉県地方自治研究集会

2010年9月25日

「新しい公共」  
自治体でどう取り組むか

基調講演

講 師

法政大学法学部教授 名和田是彦

シンポジウム・パネルディスカッション

進 行

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター副理事長

法政大学法学部教授 宮崎 伸光

パネラー

白井市長 横山久雅子

ワーカーズコープちば専務理事 菊地 謙

千葉県地方自治研究センター研究員 網中 肇

助言者

法政大学法学部教授 名和田是彦

## 基調講演

名和田是彦先生

それでは、改めましてこんにちは、名和田でございます。どうぞよろしく願いいたします。1時間しかないので、用意をしている内容が全部話し切れるかどうか、非常な不安でここに立っております。

もうちょっと自己紹介をさせていただきますと、私は最初に学者として、「テニユア」といいますか終身雇用の職を得たのは、横浜市立大学というところでございます。

それまでは横浜市と何の縁もゆかりもなかったのですが、同僚の先生に勧められるままに、横浜市を対象にして、コミュニティの調査研究を少しずつ始めるようになりました。したがって、今日の私のお話のベースにあります実証研究の部分は、かなりの部分が横浜市での自分の調査活動、それには実践活動も一部含まれますが、横浜での調査活動をベースにしているということがあります。

それから先程の専攻分野のご紹介にもありましたように、コミュニティというものに、非常に興味を持っているために、そういうところからの発想とか事例の提示が今日は多いということでもあります。「新しい公共」というと、新しい公共の担い手として、例えば企業とか、かなりの大規模な団体とかそういったものも当然有り得るわけです。が、私のお話の中では、比較的住民に身近なところの、自治会、町内会とか、あるいはNPOの中でも活動範囲が比較的狭いものとか、そういったものが多くなります。その点は、少し視野が限定されているかもしれませんが、何がしかの参考になるお話ができればと思います。

今日いただきましたお題は、「新しい公共」です。その言葉のあと間にスペースがちょっとあらねばならないのですが、お手元の次第では、そこは詰っているようですが、「新しい公共」で切れまして、自治体でどう取り組



むかということでもあります。お話の全体は、お手元のレジメを見ていただきますと、大きく3つに分かれているのが、すぐ見て取れると思います。

### 「新しい公共」なる言葉の特徴と背景

1つは、「新しい公共」なる言説が、どういう特徴を持っているかということを見る。2番目にその現実といいますか、現にそういった政策理念のもとにどんなことが行なわれているかということを見る。最後に、新しい公共の希望と題しまして、新しい公共と言われるような時代趨勢とか、政策的な取り組みの中で、私たちが市民として、あるいは勤労者として、どう受け止めて前に進んでいけばいいのかということについて述べてみたいと思います。

こういう三拍子になっていて、これを全部話し切れることができるかどうか今、非常に不安なのですが、なんとか頑張りたいと思います。

新しい公共という言説は、私の個人的な感覚では、やや怪しいところがある言説だと思っております。にもかかわず、その中に全く何の前進面といいますか、我々が市民として、あるいは勤労者として、人間として受け止めて、積極的に関わっていけるような、プラスの価値がないのかと言われると、やはりあるというふうに感じております。それは研究者として私の実感であると同時に、さる地域で、ささやかに市民活動をやっている実践

者としての感覚でもあります。

ですから、新しい公共ということに対する評価は、私の中でも両義的といいますか、決して曖昧的というわけではなくて、ここはよくない、ここは良いというようなところは、比較的はっきりしているつもりですが、先程ご挨拶にもありましたように、やはりちょっと眉に唾をつけるべき側面もあれば、しかしにもかかわらずに、積極的に受けとめるべき面もあるというふうに思っております。

それでは中身に入って行きたいと思いますが、私はやや根が生真面目なせいですか、あまり冗談を言わないです。したがって時として、眠くなられるかと思いますが、そのときは禁ずるわけには行きませんので、お休みになっていただいても結構かと思えます。そのとき、お目覚めになった時に、一体どこのお話をしているかということが分かりやすいように、比較的たくさん字を書いております。字を読むとますます眠くなるということもあるかもしれませんが、比較的丁寧に書いているつもりです。これも目で追っていただきながら、お話を聞いていただきたいと思えます。時として、やや難しげな言葉を、どうしても学者ですので使ってしまっていますが、書いてある文書を目で追っていただくことによって、補っていただけるのではないかと思います。

以上前置きにいたしまして、まず1の「新しい公共」なる言説の特徴と背景というところをお話をしたいと思えます。新しい公共とは実は、これは民間でももちろん使われているわけですが、各省庁ともそれなりの仕方使っております。後で例に出します総務省系は、「新しい公共空間」という言い方が好きなのです。

これに対して国土交通省は、「新たな公」という言葉が好きです。それから厚労省はこれはちょっと現場にやや混乱を招いているのですが、厚労省は地域福祉計画を推進する中

で、キーワードとして使っているのは「共助」なのです。こっちの方が80年代、あるいはそれより前からの流れからすると分かりやすい言葉ですよ。しかしこの「共助」というのは、「新しい公共」とほぼ同義であると見ていいのです。

先程ご挨拶の中でも「支え合い」という言葉がありました。これは「共助」といってもいいわけで、厚労省はいまだに共助と言っているわけですが、実はこれが、新しい公共と同義なのです。そう考えるとわかりやすいでしょう。共助というのが、イコールというのはやや乱暴ですが、少なくとも新しい公共と言われているものの中の大きな部分は、共助と言われてきた部分である、というふうに考えて間違いないと思えます。

このように、省庁でもいろいろな言い方をしてくれておりますが、なんといってもこの言葉が、人口に膾炙するとか、かなり耳目を集めたのは、政権交代をきっかけにいたしまして、鳩山前首相が、この言葉を演説の中で用いたというのが、大きなきっかけであろうかと思えます。全部を読むつもりはありませんが、その一節を引用をいたしております。

ご覧いただきますと、こう言われています。「私が目指したいのは、人と人が支え合い、役に立ち会う、「新しい公共」の概念です。「新しい公共」とは、人を支えるという役割を、「官」と言われる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉などに、地域で係わっておられる方々一人ひとりにも参加していただき…」ということなのです。

人を支える役割を民間の諸主体に担ってもらおう。ですから、公共サービスを行政だけではなく、官と言われる人たちだけではなく、民間の志ある人たちに担ってもらおう、という意味合いで使っていることが、ここから読み取れるのではないかと思います。この

演説は、10月26日に行なわれました所信表明演説の中のものですが、その後に行なわれました施政方針演説ですが、その中でも「新しい公共」という言葉に言及をされております。

ただ、この言葉を使用されるようになったのは、もう少し古くて1990年代だと思ふのですね。恐らくきっかけになっているのは、バブル崩壊だと思ふのです。バブル崩壊で、不況と財政危機のいわゆる右肩下がりの時代が訪れた。そうすると今まで、日本という国を政治的・社会的に統合をして行くのに、必要な公共サービスの体系というものがあつたわけですが、それが維持できないという大問題に立ち至つたわけです。

そうすると行政サービスは、これ以上大きくできないというか、むしろ縮減して行くわけですので、その足りない部分を誰が担うのかということになります。それは民間の何らかの主体に担ってもらふほかないわけです。それを指して新しい公共と言っているわけです。この辺りの事情が、よりよく分かるような政策文書を見てみます。

次の(2)ですが、これは第27次地方制度調査会、2003年11月に出されました答申の中の一節です。これはいろいろな意味で、いろいろなことが言い易い文書なので、私はよく使っているのですが、これをご覧いただきたいと思ふます。ちょっと読んでみますね。

「地域においては、コミュニティ組織、NPO等の様々な団体による活動が活発に展開をされており、地方公共団体は、これらの動きと呼応して新しい協働の仕組みを構築することが求められている。」

この「協働」という政策理念も最近是非常によく使われて、恐らくこれも90年代以降に、よく使われるようになった言葉であると思ふます。「新しい公共」と対のようになっている言葉であります。この種のキーワードとして「新しい公共」と「協働」と並んで、もう

1つ「市民社会」というのがあります。市民社会という言葉は、さすがに省庁は使わない。役所の方は使わないわけですが、民間の様々な論客たちは、市民社会という言葉を好んで用いています。この新しい公共、協働、市民社会というこの3つの言葉が、今90年代以降の政策的動向を語る、相互に関連したキーワードになっていると思ふます。

さて、資料の文章に戻りまして、次の段落ですが、「地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりではなく、住民自治が重視されなければならない。基礎自治体は、その自主性を高めるため一般的に規模が大きくなることから…」なんて、これを自然現象みたいを書いて、この野郎と思われている方もいらっしゃると思ふます。まあそこは抑えていただいて、「一般的に規模が大きくなることから、後述する地域自治組織を設置することができる途を開くなど、様々な方策を検討して、住民自治の充実を図る必要がある。」

ここで「住民自治」という言葉が登場しています。この言葉は、一般には、このところやや拡張されて使われつつあるように思ふます。端的に言うと今申しました新しい公共とか、協働とか、そういったものも含む言葉として使われつつあります。それはもうそう使われているわけですから、間違いだと言うわけにはいきませんが、恐らく地方自治、あるいは地方自治法の教科書的にいうと、住民自治というのは、あくまでも自治体の意思決定が民主的である、という要請であつたはずであります。決して、その意思決定に基づいて行なわれる執行行為、サービス提供行為に住民自身も関わるというような意味は含まれていなかった。

そして総務省は、少なくとも現在に至るまで、そのような教科書的な使用法を、一応墨

守していると思います。ですから、ここに書かれていることは、基礎自治体が合併によって大きくなってしまって、民主主義的という感度が悪くなっているのだと、一人ひとりの声が自治体の政治に届きにくくなっている、それではまずいではないかというわけです。

大規模自治体ができるのはしょうがないが、大規模自治体における民主主義をなお保つために、後述する地域自治組織などを設置することによって、なんとかすべきであるという提言をしているのです。ですからここまでのところは、大規模自治体の中で民主主義をどう保つかという問題であるわけです。

ところが、私たちは次に目をやりますと、「また」という接続詞に出合うわけです。「また」という接続詞は、並列の接続詞です。ですから、この後また違うことを言おうとしているのです。民主主義を大規模自治体のもとでも守っていくべきである、ということとは違うことを言おうとしています。さてどんなことを言っているのでしょうか。

「また、地域における住民サービスを担うのは、行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである。」

「また」の後に書かれていることは何でしたでしょうか。住民サービスと言っていますが、これを公共サービスと置き換えて構いません。

公共サービスを今後は、行政だけでは担えないので、地域、民間における様々な主体と連携して公共サービスの質と量を、今後とも保持していくべきなのだ。そういう方向を取るべきだ。そうやって行政と民間諸主体との連携によって、公共サービスが保たれているような状態のことを新しい公共空間と言うの

です、とこういうふうに言っています。これが総務省流の新しい公共についての考え方があります。

このように見ていきますと、次のページですが、新しい公共という言説には、幾つか特徴があることが分かるかと思います。私は先程ご紹介ありましたように、決して切った張ったのフィールド・ワークばかりやっているわけではなくて、一応「公共哲学」という科目も担当しております、そういう思想史的研究も細々ながらやっております。そういう者の目から見ると、最近言われている新しい公共というのは、非常に違和感があるのです。大きくいうと2つ違和感があるのです。

まず1つは、そこの1)として書いておりますが、「公共」というふうに一般的に言われているのですが、実はそこで語られていることは、ほとんどが「公共サービス」のことです。これは鳩山前首相の演説にしても、今見ました地方制度調査会の答申にしても同じでありましたが、その他のもの、民間の様々な論客の方々が書かれたものも含めて、例外が幾つかありますが、ほとんどの場合、公共、公共と一般的に言いながら実は公共サービスだけを考えている。

これは私は非常に違和感があるのです。このような意味の公共、つまり公共サービスと等置された意味での公共という言葉は、協働ということと非常に関連しているというかほぼイコールであります。ちなみに協働という言葉は、ヨーロッパなどでは使っていませんが、しいて言うなら「コー・プロダクション (co-production)」という言葉があります。

非常に正直な言い方です。共同生産 (co-production) つまり公共サービスを行政と民間で共同生産するという意味であります。そういう言葉がヨーロッパにもございます。いずれにしても、新しい公共というときの公共が、公共サービスだけをほぼ指している



という点は、非常に奇異でありまして、この言説の特徴であると思います。

もう1つ、ヨーロッパでは今言いました「共同生産」という、「協働」に当たる言葉があるが、しかし、新しい公共という言い方をついぞ聞きません。なぜかといいますと、実はこの「新しい」と言っていることの意味は、民間が担っている、市民社会が担っているから新しいと言っているのです。古い公共としてその場合考えられているのは、国家が担っている、行政が担っている状況であります。

しかし、公共というものも長い歴史、少なくとも18世紀以降のヨーロッパも含めた公共という言葉と、その社会構造の歴史を振り返りますと、実はむしろ市民社会が担っている公共の方が古いのです。市民社会の担っている公共から、一旦国家が担う公共に変わっていった。それが今になってまた、市民社会が担う公共が重要だという言説が出てきた。

ですから、そういう変化を見ると、ちょっと新しいという言い方には違和感があるということでもあります。

それから、3)として書いておりますが、これと関連してよくこういうことが語られるのを聞いたことがありませんでしょうか。これまではすべての公共サービスを、行政が担ってきたというふうに言われます。これは事実認識として私は正しくないと思っております。

例えば、地域で自治会、町内会がやっていること、あれは何でしょうか。あれは紛れもない公共サービスなのです。確かにそれは行政の委託とか、場合によっては下請けなんていう言い方をされたりします。が、行政の下請けというか、委託でやっていることじゃないかと言われようとも、実際回覧板を回したり、掲示板を張り替えたり、民有灯の球を換えたりしているのは、公務員でしょうか？違います、地域の人たちです。ですから、これは民間が担っている公共サービスなのです。

したがって、これまでも日本のどの歴史的時代をとっても、すべての公共サービスを行政が一元的に担ったことはないと思います。もしそういう国家体制があるとしたら、それはヨーロッパ型の高福祉・高負担福祉国家であらうというふうに思います。そういう主張が行なわれるという点も、新しい公共言説の特徴の1つであると思います。

それから、4点目にこれはちょっと注目をしておきたいことですが、先程の地方制度調査会の答申の中にも実は出てきていたのですが、どんな公共サービスを誰がいつどのように行なうべきか、ということを決定する作用、公共サービスの前提となる、その決定作用です。それをいわば公共的意思決定ということができると思いますが、公共的意思決定という問題も一応忘れられているわけではない、ということも重要だと思えます。

先程の地方制度調査会の答申でいうと「また」の前の箇所です。「住民自治」を強調して、意思決定は民主的にしましょう、自治体の公共的意思決定は、民主的にやらなければいけません、という論点も忘れられてはいない。この論点が忘れられてしまいますと、民間の方々には、仕事をさせられるだけで権限も何もないという奴隷状態になります。やっぱり公共サービスを担う以上は、それに伴う様々な権限も渡すというものでなければ、バランスが取れないと思います。

さて、このように新しい公共という言説には、幾つかの特徴があります。その背景は何でしょうかということをお考えすると、すでにこれまで示唆してまいりましたが、恐らく(1)に書きましたように、90年代以降の不況と財政危機という事態のもとで、公共サービスの量と質を確保していかなければならないということが、特に問題になったために公共サービスに限定した公共という言葉の使い方が行なわれている。

しかし、私に言わせれば、厚労省はまだ共助と言っているわけですが、世の中の趨勢は、公共という言葉でそれを語ろうとしている。せつかく公共という非常に深い概念に、人々は辿り着いているわけです。もうちょっと公共という言葉が持っている豊かな思想史的背景とといいますか、私たちの先輩たちが、その言葉に込めてきた意味をもう一度振り返って、もっとこう発展的に世の中で取り込まれるようにすべきではなかろうかと思えます。

2番目ですが、ちょっとこれは長く書いてありますので、目で追っていただくとして、ごく簡単に申したいと思えます。公共ということが1750年前後にパリやロンドンといった大都市で見ず知らずの人が、しかし見ず知らずで全然信頼感、信頼関係とかなないのだが、しかし一定のエチケットとルールを守ることによって自由に交流する、そういう場が成立したというようなことを、リチャード・セネットという社会学者が言っているわけですが、そういう場です。公共というのは、見ず知らずの人、顔も見えていない関係同士が、お互い一定のルールのもとに自由に付き合う、そういう交流の場でありました。そういうものとして、民間の側の中にそういった場ができたというわけです。

それに対して、19世紀の後半から、そういった公共という言葉が付されるような物事が次第に国家に収斂をしていくという歴史があります。国家が国民生活のあらゆる場面の保障者として現れて、それによってみんなが幸せに暮らせるような基盤を作る、ということが国家の役割となり、それで全体として政治的社会的統合が安定をする、ということが実現するわけです。

特に20世紀の中盤は、そういった体制が安定した時期であると思えます。これが福祉国家体制でありまして、資本主義諸国はこういう体制を取ることによって、社会主義との体

制競争に勝つわけです。そういう国家が独占している公共というものが、19世紀の中盤ぐらいから生成し始めて、20世紀の中盤ぐらいまで花開いたという状況がある。

それに対して、それは古い公共であって、これからは新しい公共、民間が担う公共が大事だという言説が出てきているとしたら、それはものすごく大きな歴史的転換であると見なければなりません。やっぱり200年、300年単位の大きな状況の変化があって、そんな中で新しい公共という言葉が使われているということだと思います。それぐらい大きな変化ですから、我々も心してこの言葉と向き合わなければならないと思います。

それから、先程の3)に対応して、私から見ると事実と即さない認識ですが、これまではすべて行政が担ってきたとかということ、ああいうことをよく自治会とかの人がよく黙って聞いているなどと思うのです。なぜにもかかわらず、じゃあそういうことをいうのかということ、私は人がいいものだから、善意に解釈します。ここに書きましたように、これだけ大きな歴史的変化の中で、これまでのようにはいかないよということ、かなりインパクトのある言葉で、問題提起する必要があるために、こういう言い方がされているのだらうなと思えます。

それから、4)で提起をいたしました、公共的意思決定を民主的なものにしていくということも大事だということにつきましては、先程、地方制度調査会答申の中でもそういったことが一応触れられているということを指摘いたしました。そういうことであります。

というわけで、「新しい公共」という言説が90年代から出てきて、それは「市民社会」という概念の復興とも非常に大きく関連しており、また、「協働」という政策理念が各自治体の自治基本条例にも、必ずうたわれるような隆盛を見せていることとも関連をしてい

る、ということをかいつまんで申し上げたつもりであります。

聞いているときはフンフンと思ったが、全体として今終わってみて、何かよく分からなかったなと思われる方は、この1については、比較的詳しく書いてありますので、書いていることを目で追っていただけたらと思います。そこはそのようにお任せをいたしまして、お話の方は2の方に移りたいと思います。

### 「新しい公共」の現実

ですから、背景といたしましては、新しい公共ということが唱えられるようになった背景は、やっぱり右肩下がりで何とか行政を縮小し、重点化したいということ。そういう政策的方向の現れであることは間違いありません。じゃあそのもとでどんなことが実際行なわれている、本当にその結果、行政サービスが不当に削減されて、とんでもないことになっているということだけなのか。

確かにとんでもないことになっている面は幾つかあるのです。それを私も知らないわけではありませんが、じゃあその新しい公共とか、協働とかという政策理念の下で、本当にとんでもないことばかりが行なわれているのかといいますと、必ずしもそうではないというふうに私には思われます。

その点を点検をして、後の新しい公共の希望のところにつなげてみたい、というのがこの2の趣旨であります。そこで幾つか事例を言わないといけないと思うのです。やや使い回しの材料で申し訳ないですが、これから時々ですが、物をご覧に入れながらお話をしたいと思います。じゃスクリーンをよろしいでしょうか。

お話の方を続けさせていただきます。まず1番目に先程の地方制度調査会答申の中に出てきました地域自治組織という言葉がありました。これはご存知でしょうか。実は私の専

門研究のコアの部分はこれなのです。地域自治組織の日本における諸類型と、それからもう1つ私はドイツの地域自治組織というか、都市内分権というふうにもいいますが、その比較研究は私の研究のコアなものですから、どうしてもそれが題材に出てまいります。

ごくかいつまんでその自治体内分権、都市内分権とか地域自治組織というのは、どういうものであるかといいますと、これは宮崎市の区域図ですが、これは古いので、今はもうちょっと違っていますが、こんなふうに自治体の区域を区分して、そこに役所の支所を置き、かつ住民代表組織を置くという仕組み、これが自治体内分権であります。

こういうものが、私の見方ではやはり1990年代以降、それまでのコミュニティ政策とは、全く違った形で90年代以降日本でも、様々に取り組まれるようになったというふうに見ています。詳しい説明は、このスライドをご覧くださいとしまして、こちらの話の本題の方は、別途進めさせていただきたいと思います。

第27次地方制度調査会答申では、ドイツなどで行なわれているこういった仕組みを日本でもやろうじゃないかと提言をいたしました。しかし、その構想は、ドイツでは有り得ない日本的なものでありました。こっち見たり、手元を見たり忙しいですが、お手元に図があります。こちらもご覧いただきたいと思います。

この図は、私が座長を務めました、総務省の「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」の最終報告書に出ております図であります。宮崎市も使っているこの法律上の地域自治区という仕組みを念頭において作った図です。一般的な図のつもりですが、やっぱりそこがちょっと総務省イデオロギーというか、自分の所管している制度を使っている姿を、どうしても普遍的なもののように描いてしまうのです。が、ともかくこれをご覧くださいと、この中でこの図の左の方に地域自治

区とあります。

地域自治区というのは、地理的なエリアからいうと宮崎市は人口36万人ぐらいですが、それがああいうふうにこの図では15になっていると思いますが、こういうふうに区切りまして、そこに役所の出先を置きます。宮崎市は地域事務所と呼ばれています。

それでかつそこに住民代表的な組織を置くということになっておりまして、それが地域協議会と言われる住民代表組織です。字が小さくてちょっとお分かりにくいのですが、このお手元の図の方でいきますと、地域自治区と書かれているその下の箱の中に○をして、その後地域協議会と書かれています。

これは地域の中の様々な、それこそ協働の活動を担っていらっしゃる方々が寄り集まって、地域の総意を決定する審議機関です。地域の総意を代表し、地域の総意はこれだということを表明するそういう機関であります。これは先程から出ている公共という言葉に絡めて言うと、公共的意思決定をするための機関です。

宮崎市は合併もいたしておりますが、ともかく人口30何万人といたら、ヨーロッパでは超大都市でありまして、36万人も人口がいたった1人の市長と、たった1つの議会しかないのかというのは、余りにひどいではないかというのが、普通の正常な感覚です。それで宮崎市もそれはまずかろうということで、この図でいきますと、15の区に区切りまして、そのそれぞれに住民代表機関を置くという対応をした。

これを考えていたときに、ちょうど地方自治法が改正されて、地域自治区という仕組みができましたので、その地域自治区の仕組みを使ったということになります。ですから、公共的意思決定を身近なものにしようということが、このようなコミュニティ政策においても一応目指されているのです。このことは

忘れられてならないと思います。

確かに不十分な点はたくさんあります。何といっても最も不十分なのは、この住民代表組織が公職選挙法によって選挙されるわけではないという点です。公職選挙法によって選挙されるような、ちゃんとしたこう決定権も堂々と与えられるような、そういった地域協議会の仕組みを作りたい、という意見もありましたが、いろいろと国会議員の反対等もありまして、今に至るまで実現しておりません。

しかし、ドイツでは選挙制なのです。それに似た仕組みを日本にも導入しよう、という声もありましたが、今のところ実現していないわけですね。しかし、ともかく選挙ではないが、地域で活動していて、それなりに地域で信用されている人たちが集って、地域全体の問題を点検し、話し合い、この地域はこうあるべきだということを表明する機関が「地域協議会」であります。

この地域にはこんな公共サービスが必要だということを地域の人たち自身が決定していく。そういった仕組みが日本でも存在している。このことを非常に大事だと思います。新しい公共と言って公共サービスばかりが話題になるのではなくて、やはり身近なところで民主的に自らのことを決めるような場がある、身近なところに民主的な公共的意思決定の場がある、ということが今後留意されるべきだと思います。

ところが、じゃあ決定されたら誰が実行するのでしょうか。地域には、こんな福祉施設があるべきだ。この地域には図書館があるべきだ。この地域であのプールが閉鎖されようとしているが、そのプールが閉鎖されるということは怪しからんことだとか、こういうふうに地域の総意を決定したとします。その結果を実行するのは誰でしょうか。同様の仕組みを持っておりますドイツでは一義的に行政です。

なぜなら、ドイツではすべての公共サービスは、行政が担っているからです。ところが、日本ではそうなったことは一度もないと申しました。そこで日本人は何と物分かりのいいことかと私は思うのですが、じゃあその地域協議会の決定したことは、誰が実行するかということを考える段になると、住民自身だと言う考えに比較的すんなり行き着くのです。

確かに実行する主体の一部分は行政であろう。この道路を拡幅するとか、そういったことは行政だろう。しかし、そうじゃないものもあるだろう。住民自身が担うべき部分もあるだろうとこういうことを、わりとすんなり納得するところが、ドイツから見ると実に日本的なのです。

ところが、地域自治区というのは法律の仕組みでありますから、この地域協議会というのは、法律上審議しかできないと枠づけられているわけです。自分で体を動かして、公共サービスを実行すること、つまりそれこそ新しい公共の担い手になるということは、できません。

だったらそういう組織を別に作る必要があります。それが右側に書いてあります「地域協働体」という変な概念です。総務省が開発した概念であります。宮崎市の現実におきましては、「地域まちづくり推進委員会」と申します。つまり、この地域自治区という仕組みを使うと、住民組織が2つできてしまうのです。

1つは、法律に基づく地域協議会というものでありますが、その地域協議会の議決を実行するための、もう1つの実働部隊としての住民組織が必要である。したがって、こうやって2つできてしまう。私はこれを住民組織の二重化と呼んでおりますが、非常に特徴的な現象であります。この2つ目の実行部隊が、まさにいうところの新しい公共の担い手であるわけです。

このように地域自治区制度を採用しますと、私がいろいろ申し上げてきました公共というもののもう1つの側面がはっきりと意識されます。公共サービスだけではなくて、その公共サービスがいかにあるべきかを決定する公共的意思決定というものが、やはり「公共」の内容として重要だということが、具象的に二つの住民組織として現れてくる非常に面白い現象だと思います。

地域協議会の方が、公共的意思決定を身近な地域で担う組織であり、地域まちづくり推進委員会、総務省的に言いますと「地域協働体」が、新しい公共の担い手として、地域で住民自らが公共サービスを担うときの受け皿になる、こういう現象が出てきております。

新しい公共の現実の1つの例としまして、たくさん有る中のわずかな例ですが、この新しいコミュニティの仕組みというのを見ますと、やはり公共サービスを住民にやらせてしまえ、というふうにやろうとしても、やはりやらせてもらうだけで、それだけでいいの、ということが出てきます。じゃあ住民に決定権も与えなくてはいけないし、あるいは資金も与えなくてはいけない、ということになるのです。

この種のコミュニティ組織に、包括的な一括交付金を与える、というそのような政策的な試みが、最近多くの自治体で行われています。最近、段々エスカレートしてきて、何百万というお金を渡す例が、次第に出てきております。宮崎の場合は、ご承知のように、もう廃止の議決がされたでしょうか、例の地域コミュニティ税という税金まで取って、その税金を原資に配分をしているのです。一地区あたり大体500万円から1,000万円になります。

こういう税金を原資とする包括的な交付金の使い方を決定するのも、やはり地域のコミュニティ組織、この場合は、地域協議会で

あります。これは紛れも無い、公共的意思決定です。やはり公共サービスを住民にやらせるというふうになったら、公共的意思決定も民主的に行われる、という要請がどうしても付いてくるというのが現実であると思います。現実もなかなか捨てたものじゃあないな、と感じているところでもあります。

続きまして、今お話をした、(1)の中に、最後の方に、コミュニティへの一括交付金制度というのも書いてありますが、それは、今申し上げたことで、一応済ませることにいたしまして、お手元の資料の中の(2)に進みたいと思います。これは、絵などを見ていただきながらやると良かったのですが、前半は少し端折りたいと思います。

最近、協働事業提案制度というものが、様々に執り行なわれていることをご承知かと思えます。

住民の側が、自分たちは、公共サービスとしてこういうことをやりたいのだ。ついては、行政はこういう点で協力してくれ、という提案をして、それに対して、例えば私などもしゃあしゃあと座長などをやらせていただいている例があるのですが、審査委員会を作って、偉そうに審議をして、公開プレゼンを見て、じゃあこれがいいでしょうとか言って、行政に答申をして、それに従って、お金の配分が決まる、という仕組みです。

そういう仕組みでありまして、これも新しい公共の担い手を探すための有力な手法として、今いろいろな自治体で行われております。私も、どうもこの手法が研究対象として重要な、と思うに至りましたので、幾つかの自治体で係わらせていただいております。この事業をやって、本当はどうだったか、ということですが。

これで住民をただで安く使って、ガンガン行政サービスをカットして、財政再建が進むと、そういったような効果が見込めるような

事業であろうかというのと、係わってみた結果、必ずしもそうではないのです。かいつまんで、そこに書いてあります。2つの事例について、概要をご説明をいたします。

私は、横浜市の瀬谷区で「いきいき区民活動支援事業」というものに係わっておりまして、4～5年になりましようか、ずっと係わってまいりました。審査委員会は、私を除いて、皆さんが地域の方々です。私は、隣の緑区に住んでおりますので、私だけよそ者であります。そこでいろいろな提案が出てきて、非常に興味深いので、いろいろと分析をしたいのですが、今日は2つだけ申し上げたいと思います。

1つは、審査員になっておられる地域の方々は、全然ご存じなかったのですが、障害児関係のグループから、障害児のヘアークット講習会というのをやりたいから、お金を頂きたい、という提案がありました。聞いていくうちになるほどなと思われる事業で、皆さんが最後は、もろ手を挙げて大賛成でこれが通過いたしました。

これは、どんな事業か、お分かりになりますよね。障害児は多動な子供も多いので、普通の散髪屋さんでは刈ってくれないわけで、そうすると親がカットすることになる。

素人が髪の毛をカットするとどんなに悲惨なことになるか、皆さんは、学生時代などに自分で髪の毛を切って、ご経験があるのではないかと思います。

障害児だってきれいな格好をして外に出たい、これは真っ当な人間的欲求ですよ、それを実現しようとする事なのです。親のヘアークットの技量を上げて、きれいな格好をして外に出たい、という当然の要求を実現しよう、そういう企画であります。これは福祉の世界で言いますノーマライゼーションの理念に全く合致した素晴らしい事業だということが共感されまして、地域の皆さんがもろ手

を上げて、賛成をされて通過いたしました。

この事業の審査を通じて、この団体のことを、地域の人たち、言わば民主的多数派ですね、多数派である地域の約の方々のご存じなかったということ。しかしこれを通じて、知るに至って、支援をしようとする気になった。世の中で少数意見の尊重が必要だと言われながら、なかなか目が向きませんよね。そもそもそういう課題があるということ、なかなか多数派は気がつかない。

そういうところに協働事業提案制度は、チャンスを与えた、という効果があるかと思えます。確かにチャンスの情報が届かずに、まだ隠れているものもあるでしょうが、ともかくこういう経路が切り開かれて、チャンスをものにした団体が出てきたということになります。

もう1つ、これも似たことと言えば似たことなのですが、先日あった印象深いことだったので、簡単にお話をしたいと思います。

NPO法人の『ワンデーポート』さんというのをご存知でしょうか、私は、恥ずかしながら知りませんでした。この団体は、ギャンブル癖が治らない人を更生させる、という取り組みを行っています。ギャンブルホリックというのは、昔からある現象で、様々な武勇伝とか、小説のネタにもなっていますが、それが1つの社会的に対処すべき課題である、という意識がなかなか無かったと思うのです。

そういうところに、先進的開拓的に取り組んで、実はこの問題は、社会的に省みられるべきニーズなのだということを、身を以って示されている活動をしています。

この団体は、全国的に活動されているのですが、瀬谷区というのは、土地が安いということで、たまたまそこに事務所を構えた、ということなのです。この事務所がある周辺の、瀬谷区住民にはかなり根付いていたようがあります。

ところが、私も含めて、瀬谷区のお歴々の方々はこのことをご存じなかったのです。そこで、根掘り葉掘り失礼なことを聞いてしまいました。これは冗談に類することなのですが、この団体が出されてきたのは、落語会と講演会なのです。講演があって、その後に落語がある、何でこんなふざけたイベントをやるのかなと、最初は思ったのです。

しかも、講演料という予算の費目がありまして、その講演料が、私が普段受け取っている平均額と比べると、やや高かったものですから、それもありましてやや失礼なことを聞いてしまいました。しかし、聞いてよかったのです。聞いていくうちに、例えばなぜ彼らは、落語をやろうと思ったのかということ、こういうのです。ギャンブルホリックというのは、実は知的障害と非常に関係があるのだというわけです。だけどそれは、周囲の援助があれば立ち直っていくし、普通に暮らせるのです。例えば、御覧なさい、落語に出てくる、与太郎さんというのは、別に普通に生きているでしょ、しかも妻帯し家族まで持っているじゃあないですか。ああいうことはなぜ可能だったか、ということ、落語の語りの中から自然な形で、皆さんと共有したい、というのです。それなら、最初からそういうふう提案書に書けばいいと思うのですが、NPOでも文書づくりがまだ上手でない団体もあります。それがヒアリングでカバーされて、真意が伝わり、チャンスを獲得されたのです。そのような立派な提案でございました。

この提案が、この協働事業提案制度に乗っかってくることによって、瀬谷区のお歴々の方も、自分の区にこんな素晴らしい活動があったのか、ということを知るに至る。やはり隠された少数者のニーズを果敢に代弁をして、先進的に取り組んでいる人が、こういった制度的な経路を通じて、チャンスが与えられる、という一例であったと思います。

このように、協働事業提案制度、新しい公共の担い手を探す政策的な取り組みは、必ずしも安上がり行政の担い手を探すという意味に留まらない、貴重な意味を持っているな、というのが私の係わった実感であります。

次に書いてあります。「ヨコハマ市民まち普請事業」というものを、ごく簡単にご紹介をしたいと思えます。この事業は、名前を見ただけでピンとくると思えますが、横浜でも、50年前ぐらいまで道普請が行われておりました。あの横浜です。しかも結構都心部でも、行なわれておりました。それをある意味で復興しようという話なのです。

これも協働事業提案制度の一種と見ることが出来ます。その審査委員に先生がなってくれ、と言われたときに私は、びっくりしまして、横浜市行政の行政サービス水準というのは、そこまで劣化したのか、と思ったのですよ。だったらどこまで劣化したのか、この目で見てやろうと思ひまして、審査委員をお引き受けいたしました。

さてその結果どうであったか。本当に横浜市行政の劣化を示すものであったのでしょうか？

ご紹介するのはこの事業の優良事例とされている一例なのです。これは、横浜市の市有地で、草ぼうぼうの斜面地であります。ここを花一杯の花壇にしたいという住民側の提案を受けて、一次審査、二次審査と進みまして、1年掛けて審査をいたしまして、それではじめてゴーサインが出る、こんなペースの長丁場の事業です。我々審査員も非常に辛い思いをいたします。

これが、めでたく審査を通過し、補助金も降りて着工し、こんなに素敵な空間になりました。先程の草ぼうぼうの花壇は、向こうの方で、前後の比較がややアンフェアな気がしますが、雰囲気はお分かりになると思ひます。この階段もあのようにして、基本的なところ

は業者がやりますが、デザイン的なところは、「まち普請」ですから、住民が汗水をたらしでやります。

階段にタイルが埋め込んであるのがお分かりでしょうか、あれは納豆タイルと地元の人と呼んでいて、納豆の容器を型にして、流し込んで作るわけです。ですから、これをやっていたときは、近所のスーパーで納豆がなくなったというような、エピソードがあります。こんな空間がここにできました。

このスライドは、我々審査委員が、視察に行っているところです。ここから富士山が見えるという展望台を作りまして、ここには、中学生たちが歌を書いています。中学生というと、今、地域では、警戒の目をもって見られていると思うのですが、その中学生が、このような知的な良いところを見せているわけです。地域の人たちに見守られながら、こういった作業をした、非常によかったなと思ひます。

このスライドは、目で追ってご覧ください、普段の講演でゆっくりとお話をするときは、こんなような特徴がありました、ということをよく話しております。

結論を急ぎますと、ヨコハマ市民まち普請事業は、市民に汗を流させて、その分子算を削るという効果は、全くありません。これは、一件当たり500万円で、5件採択いたしますので、2,500万円です。この予算は、この数年間、全く変わっていないのです。

横浜市は、今はメチャクチャ乱暴に各事業費をカットしていますが、都市整備局の予算の中で、ここだけは聖域なのです。他はもっとカットしているわけです。少なくとも、この事業について言えば、予算削減には、何ら貢献をしていないのです。むしろこの事業の、政策的な効果としましては、やはり、市民社会といえますか、民間の諸主体に刺激を与えて、元気にしたということが言えると、私は



感じました。

我々審査委員も、ふんぞり返って投票しているだけではなくて、時として視察に行ったり、いろいろなことをさせられて、1年間を過ごしますが、その中で見ておきますと、こういう中で、地域の力をアップした、という効果を確実に手応えとして感じられました。

というふうに見てまいりますと、協働事業提案制度についても、新しい公共の担い手を探すということは、市民社会を元気にして、本来の福祉のノーマライゼーションの理念ですとか、そういった大事な理念を市民で共有する、1つのきっかけになっている。その側面だけではないのですが、全てバラ色ではないのですが、少なくとも、そういう前進面がある、ということ強く感じざるを得ません。

### 「新しい公共」の展望

そこで、このようなことを申し上げたうえで、「新しい公共」の希望ということ最後に、少し述べまして、次第に結んでまいりたいと思います。新しい公共の、希望を語るときに、私は公共ということについて、この講演の中で、公共サービスと同時に、公共的意思決定という意味の「公共」がある。ということ強調してまいりました。公共的意思決定を民主的にする、身近なものにする、ということが必要である、ということ申しました。

しかし、私は、「公共」にもう1つ意味があると思っています。公共のもっと根源的な意味です。それは「公共の場」という意味です。先程、18世紀のロンドン・パリに成立した、公共の場の話をいたしました。

どんな人でも、顔が見えていなくても、知らない人であっても、人として尊重をする、これは人権思想、そのものですよね。人として尊重をされて、自由に交流し合う、そういう場が公共の場というものです。飲み屋などはそうですね。あるいは公園なども本来は

そういうものはずです。

そういう公共の場を、再建しようとする試みが、行政は全然気付いていない、あるいは後追いをしているのですが、むしろ民間の方が先行をして、かなり行われているのではないかと、という現象に、私は非常に関心を持っております。

それは他でもありません。コミュニティカフェとか、サロンとか、交流拠点づくりとか、居場所づくりとかと言われている活動です。これは、誰でも来ていい、見知った人が閉鎖的空間を作るのではなくて、誰でも来ていい空間として、始められているのです。そういう公共の場ですね。

公共の場を再建して何をしようというのでしょうか？

よく自治会、町内会にしても、市民活動にしても、担い手不足だとか、担い手の高齢化だということが嘆かれます。そして、顔の見える関係が重要なのだとおっしゃいます。顔の見える関係を「つくる」ためには、「まだ顔の見えていない」人と、どこかで出会わなくてはなりませんよね。

どこで出会うのでしょうか？ やはりこういう場を再建をして、そういう人と出会わなければならないというふうに思います。恐らくそういうことを本能的に察知して、今、日本全国でびっくりするぐらい大変多くの、この種の交流拠点づくりが進められています。

例えば、コミュニティカフェなどは、商店街の空き店舗活用の補助金を取って、2年間は良かったけれど、補助金が切れたら倒れちゃった、という話をよく聞きますよね。よく聞くにもかかわらず、この手の試みは、どんどん増えているのです。倒れるものがあったとしても、性懲りも無くどんどん新たにこんなものを作る。一体、今時の日本人は、何でこんなことに関心があるのか、と不思議なくらいですよね。

でも私は、その不思議な現象の背景にあるのは、公共の3つ目の意味、根源的な意味である「公共の場」を再建して、顔の見えない人ともフランクに付き合えるような、接点が必要だということを、多くの人々が本能的に察知しているからだろう、というふうに思っています。

例えば、私はまだ行ったことがなくて、関係者の方の話を聞いただけなのですが、新潟市に「うちの実家」という交流拠点があるのです。ここは、会費制だというので、一見すると閉じられた場のように見えますが、よく資料を見てみると、来場した人のことを詮索すべきではない、という掟を持っていらっしゃるのです。

これが公共思想ですよ。どんな人でも属性を問うことなく尊重する、こういう精神です。その中で次第に付き合いながら仲間になっていく、担い手になっていってもらおう。こういう場が今の日本には欠けていると思うのです。むしろ公共の場であるはずのものが、公共ではなくなっている。公園などを御覧なさい。公共の場のはずですよ。誰でも来て、自由に楽しめるはずですよ。にもかかわらず、「公園デビュー」などという言葉がある。公園というのは、なかなか一見さんは入りづらい空間になっている。今見ず知らずの人同士が、入り合って利用する場というものが、日本の中で失われつつあります。それを再建しようという試みが、この手の試みの根底にあるというふうに思います。

ここでは時間がありませんので、用意したスライドの中で、私が関わっている『港南台タウンカフェ』を中心にさせていただきます。いろいろな例がありますが、さてどうですか。これが港南台タウンカフェです。今までチラチラとお見せした写真と比べると、全く良いでしょう、などと押し売りしたりして。

実は港南台タウンカフェにもいろいろと弱

点はあるのですが、とにかくこの、木を基調としている空間に、実にいろいろな人が訪れます。いろいろな人が、ボランティアとして関わってくれます。

そうして、いろいろな井戸端会議が行われて、その中で、多くの井戸端会議は泡のように消えていきます。しかしその内の幾つかは、それは良いねということで、今まで見ず知らずだった人同士で会話が生まれて、組織が生まれて、大きなイベントに発展したりしています。これこそ公共の場です。

この写真で並んでいる棚は、補助金が今はほとんどありませんので、いわゆるコミュニティビジネスとして運営されているもので、お金を生み出すためのものです。今日はこれは主題ではないのでお話しできません。

扉は、いつでも、こうやって空いておまして、誰でも気軽に入れます。そしてこの棚を見ていれば、棚に並んでいるものは売り物ですから、見ていて当然ですから、間が持てる、不自然でない、だからみんな気軽に入れるのです。かつ、有給のボランティアもいますが、このような素晴らしいスタッフたちが、ちょっとした声掛けをすることによって、多くの人に関わってくれるようになります。よく若い人が何もやってくれないという声が聞かれますが、ここにはたくさんの若いボランティアが参加してきます。

大学生もいますが、高校生も中学生も来ます。

このスライドでは、貸し切りではないのですが、市民活動のイベントをやっています。こうやって、接点ができて、仲良しになって、こういうことをやろうよとなれば、こういったイベントにも使えるというわけでありました。

このスライドは市民活動のミーティングというか、私のやっている団体「まちづくりフォーラム港南」のミーティングであります。

こんな中で、一番組織的に発展した取組みが、これです。井戸端会議の小さなやり取り

から端を発して、それが大きく開いた公共の場、そのものです。「キャンドゥナイトIn港南台」という大きなイベントであります。今年も9月4日に行われました。

こういう大きなことをやったら、結構面倒くさいのです。実を言うと最初からこんな大変なことをやるための組織はできておりませんでした。井戸端会議生まれですから。で、昨年、名和田さん、実行委員長をやって下さいと言われて、なぜですかと聞いたら、きちんとした組織を作らないとたたないからやってくれ、と言われて今やっております。

私は、ここでギターを弾くのが唯一の楽しみで係わっているのですが、ここは、あきれぐらいの人が来るのです。今年は600人ぐらい来ました。こういった大きなイベントに、発展をしていく。こういった不特定多数の人が、その属性を問われることなく、尊重されながら、交流、交歓できる、そしてそういう大きなイベントを支えることのできる組織体制もようやく展開してきています。見ず知らずの人同士の井戸端会議から発して、これこそ顔の見える関係「づくり」でしょう。

このような公共の場を再建するということ、一見するとつまらないことのように見えるかもしれませんが、実は公共というものを、現代において再建するのに、最も重要なことではないかと思えます。

こういった文明が発展するような取り組みを、新しい公共というフレーズのもとで、追求をしていくことが、私たち市民が考えるべきことなのではないかと思えます。最後にノーマライゼーションということを書いておりますが、これは途中で触れましたので、特にここで述べることはいたしません。

こんな中で、どんな属性を持っている人でも、尊重されるという文明というか、文化が共有されて文明が進歩する、というきっかけになれば、新しい公共という、やや出所がい

かがわしい概念も、なかなか良いものになっていくのではないかと感じているところであります。少し時間がオーバーいたしました。これで私の話を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

## パネルディスカッションの開始に当たって



### (司会)

この千葉県地方自治研究集会、実はこの後11月には、自治労が財団法人地方自治総合研究所との共催で、全国自治研全国地方自治研究集会を行うわけですが、千葉県としてはパネルディスカッション、今日の集会を受け止めながら、全国自治研にも参加していきたいと思えます。なお、宣伝でございますが、11月の5・6・7だそうです。是非参加をしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思えます。

それではパネルディスカッションですが、コーディネーターとして宮崎伸光法政大学教授、助言者として引き続き、名和田教授にお願いをいたします。また、パネラーとして、大変お忙しい中、国体開催の中、ご参加いただきました白井市長の横山久雅子様、ワーカーズコープちば専務理事菊地謙様、そして千葉県地方自治研究センター研究員の網中肇様で執り行っていきます。進行については、コーディネーターの宮崎伸光法政大学教授に、よろしくお願ひをいたします。

(宮崎先生)

ここから後半の部分ですね。シンポジウムに移りたいと思います。ただいまご紹介をいただきました、千葉県地方自治研究センターの副理事長をいたしております宮崎でございます。法政大学の法学部に属しております。よろしく願いいたします。



本日のシンポジウム、パネルディスカッションですが、今もございましたが、また改めて私の方から、パネラーの皆さんをご紹介すると同時に、1つ皆様にお許しをいただきたいことがございますので、それをまず申し上げます。

本日は先程もご紹介ありました、この後も改めてご紹介いたしますが、市長さんをはじめ、大学の教員、実践の活動をされている方、いろいろな立場の方が、パネリストとして登壇されております。皆さんを私は、ここでは「さん付け」で呼びたいと思いますので、そのことをご了解いただきたいと思います。

それでは、改めてご紹介をいたします。私のお隣は、私の同僚でもありますので、なかなか紹介し辛いのですが、先程基調講演をしていただきました名和田さんです。それから、ちょっと離れておりますが、白井市長の横山さんです。

更にその向こう側に、ワーカーズコープちばの専務理事をされております菊地さんです。私も千葉県地方自治研究センターの研究員をしております網中でございます。ここから先は、網中さんと呼ばさせていただきます。これから、パネルディスカッションを開始していきたいと思います。

冒頭少しだけ、先程の基調講演を受けたお

話をしていこうかと思っております。本日のテーマは「新しい公共」ということです。冒頭のご挨拶の中にもありましたし、名和田さんの基調講演の中にも触れられておりましたが、この新しい公共という言葉が、注目されるようになりましたのは、前の内閣総理大臣鳩山さんが、鳩山首相になられた時の演説、その中に新しい公共という言葉が出てまいりました。

そして鳩山政権は、政治主導をうたっておりましたので、政治主導を積極的に、推進していく総理大臣の口から、新しい公共という言葉が出てきたので、霞が関の官僚も慌てて、いろいろと新しい公共とは何だという話になったのではないかと思います。

しかしながら、実はこの新しい公共という言葉は、もっと前から使われていた言葉でありました。名和田さんの基調講演の中にもございました。そのことは指摘されておりましたが、民主党政権になる前から、この新しい公共という言葉は、実は使われておりました。名和田さんもおっしゃっていましたが、どこかちょっと如何わしいような、胡散臭いような、そういう響があったことも、また事実だろうと思えます。

私自身、自民党政権のもとでも、新しい公共という言葉が使われておりましたが、そこでよく説明される中で、そもそも日本ではと言われて、あるいは我が国ではというふうについて、地域社会における支え合いとか助け合いというものは、昔からあったのだということが、しばしば主張されておりました。そもそも日本ではと、他の国にはあたかもなかったかのように、昔の日本ではという復古主義といいますか、懐古主義といいますか、そこに若干きな臭いものを、私は感じておりました。

更にそれを言い出した方々が、いわゆる一方において、新自由主義と言われるプライベート化、何でも民間化・民営化、そ

して短期の利益を追求すると。そのことが善なのだ、素晴らしいのだという主張をされている方が、そういう言い方をされますと、プライベートとパブリックという公共というのは、全く正反対のものではないかということから見ても、私はどうもすんなりと理解し辛いところがありました。

しかし、これは政権が替わりまして、民主党政権になっても、先程申し上げましたように、新しい公共という言葉が、大きな意味を持って使われるようになってまいりました。鳩山政権を継いだ現在の菅政権におきましても、首相は、これからは官頼みではいけないということで、官から民へ、あるいは官と民の協働ということをおっしゃられているわけですね。

政権が替わって、政治の基本的な理念が変わった時に、同じ言葉が継続して使われている、その中身については、果たして同じであろうはずもなかろうと思うのですが、しかし、この新しい公共という言葉は、様々な解釈が、可能な言葉であります。だからこそ、ある種の流行語のように、これからも用いられていくのではなかろうかと思っております。

実はこのシンポジウムのパネルディスカッションのテーマ、今回のこの集会のテーマを、新しい公共とすること、決まる過程におきましても、いろいろな議論があったわけですが、思い切ってこのテーマをもって話を進めていって、これから先の公共概念の、先程名和田さんのお話にもありましたが、豊かさを味わいつつ、次の一步のために、皆さんにここに参加してよかったなと思う気持ちをもって、お持ち帰りいただきたいというのが、今回の私の希望でございます。

実はこの新しい公共という言葉は、様々な理解されておりますが、政府系の様々な広報等を見ても、多くの場合に実践例が紹介されて、説明されることが多いですね。これは

今まで時に触れている、例えばNPMというニューパブリックマネジメント(新公共経営)ですね。これが流行語のように使われてみたり、あるいはアカウントビリティ(責務・責任)なんて言葉が流行語のように使われてみたりした時と、ちょっと様子が違うような気がいたします。

全国各地の実践例、今日の名和田さんのお話でも、例が出てまいりましたが、それが引き合いに出されて、説明されることが多い。ということは逆に言うと、その実践例の中から、共通するところを抜き出して、あるいは消化させて、理論的に整理してということが、まだまだ追いついていないことの表れかもしれません。

本日もここでは、それぞれの実践活動の例からのお話をさせていただいて、皆さんに聞いていただいで、一緒に考えていきたいと思っております。それではまず、白井市長であります横山さん、よろしくお願いいたします。

## 白井市の施策展開の事例

(横山市長)

皆さんこんにちは。白井市からまいりました横山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は2008年の12月に、市長になりました。まだ2年弱しか、市長の椅子には座っていないわけですが、千葉県では、初めての女性の市長であると言われております。

今日は議員さんも来ていらっしゃるのですが、議会との関係というのが、難しい状況でございまして、過去の市長さんの時代にはなかったような、議案の否決というのが、ぞろ



ぞろとあります。そういうことも含めて、やっぱり女はだめだという陰の噂なのでしょうが、あるというふうに、伝えを聞いているところです。

私自身は選挙の時に、マニフェスト選挙を行いました。結構時間をかけて、後援会を中心に素案を作って、それをいろいろな方に係わっていただきながら、市内のいろいろな団体との意見交換をしながら、最終的なマニフェストに仕上げた、そのようなことでマニフェスト選挙を行いました。

69項目の有権者との約束をいたしまして、今はそれを各課の課長等によって、市の施策として改めて企画をしてもらい、実施計画に位置付けているような段階でございます。その幾つかについては、すでに実践がされたということになっております。今後最も大変なのは、その公約の中にある、自治基本条例の制定ではないかと考えているところです。

これは今までの市政の構図を変えていくようなことですので、非常に大きな抵抗が行政の内部、議会の内部、あるいは市民の内部にもあると思っております。しかし、国が取り組み始めた地域主権改革、この流れが確実なものになってきますと、自治体の大小に拘わらず、白井市とか船橋市とか、千葉市とかいう基礎自治体の権限が広がってまいりますので、行政だけで市政を執り仕切ることなど、到底できなくなるだろうと。

ここは市民の方々の出番であると、自分たちの地域のことは、自分たちで考えて決めていく仕組みが必要になると、私は考えております。そういう時には、市民も議会も行政も、共に協力関係を築いて、共に責務を果たす地域づくりが求められてくるだろうと考えているところです。

そうなればどこの基礎自治体も、競ってこの自治基本条例の制定作業に、入るのではないかと考えています。現在白井市では、条

例制定を目指しまして、庁内組織の整理、職員や市民の意識改革のための準備段階に入っているところです。

そして私は市長になる前に、企業のCSR活動のコンサルタント会社に勤めておりました。CSR、企業の社会的責任についてのアドバイスとか、CSR報告書作成に係わっておりました。今回新しい公共ということについて、少し紐解いてみた時に、イギリスでのSRIファンド（Socially Responsible Investment 社会的責任投資）というのですか、そのファンドとか、経団連の1%寄付についての記述がありまして、昔の仕事を思い出していたところでございます。

さて、白井市における新しい公共に関する取り組みの状況を、ご紹介したいと思います。まず最初は、地域活性化推進事業でございまして、小学校区単位の自治会長等の、意見交換会を行っております。これはもう既に平成18年から、地域の問題解決など、例えば防犯対策、子供の交通安全対策などの意見交換会を始めまして、21年度におきましては、市内の9つの小学校区で、年3回程度開催しております。目指す目標としては、市民主体の市民自治社会の確立ということでございます。

次に市民団体活動支援補助金の制度を作っております。これは先程から出ておりましたが、市民との協働によるまちづくりを推進するために、市民団体の公益活動を支援する制度、これも平成18年からスタートいたしまして、現在は5つの団体に、活動費の半額50万円を上限に、補助金を出しております。

5つの団体というのは、『アニマルフレンド』という動物愛護団体、ここは地域猫とよく言われておりますが、捨てられた猫を保護して不妊手術をして、その一方で野良猫の急増を抑制するような、活動をしている団体でございます。そういう団体に支援をしています。

それから、NPO法人の『しろい環境塾』、かなり広範な活動をしている環境団体ですが、市民と農家との協働による里山の手入れ、特に竹林の整備とか、炭を焼くとか、いろいろ活動をしています。農家の支援ということで、耕作放棄地の生産農地への復元活動なども、やっている団体です。

認定NPO法人『日本ブルキナファソ協会』、ブルキナファソというアフリカの南西部の小さな国ですが、そこでの国際協力をしている団体でありまして、市内の小学校の児童と一緒に、ブルキナファソは非常に乾燥地でございますが、そこでも育てられるようなネリカ米というのを育てて、現地のおかずと一緒に食べる交流事業を、小学校でしております。毎年ブルキナファソの大使が、その小学校にやってきて、いろいろな交流事業をやっている、そんな団体でございます。

それら5つの団体に対して、補助金を出しています。来年度からは、これらの従来の補助金に加えまして、補助率80%、年間5万円を上限として、活動立ち上げ型の補助制度というのを、始めるつもりでございます。これは、公益的活動を担う新規市民団体の育成等、活動のスキルアップを目指していくというものでございます。

市民活動推進センターという、活動団体の拠点の設置をしております。ここでは、活動支援のための情報、交流の場として開設をしております。現在51団体が登録をいたしまして、情報誌の発行、交流会、市民活動祭りの開催などを行っております。22年度からは、登録団体そのものによって、管理運営を組織してもらいまして、市からは委託を行っております。今後は、新たな活動団体の育成講座、相談事業ネットワーク構築を目指していきます。

白井市では、平成16年にまちづくり条例と、市民参加条例を施行をしております。ハード

面のまちづくりについて、市民の意見を入れられるような条例でございます。それから、市民参加条例は、市政における決定過程への市民参加の仕組み、手続き条例でございますが、仕組みを作っております。そして市民参加推進課を設置して、総合計画の中にも、参加と協働を位置付けています。今後は、参加・協働に関する基本的な事項を、推進するための指針を定めて、計画を作っていくつもりでございます。

私自身も市長になる前、市民活動あるいは市民運動なども、いろいろなことをやっておりました。私自身は市民の持つ高い能力とか、目的意識とかを共感することができるかなと、自分自身をそういうふうに捉えております。これからは、その市民の方々の能力とか意識を活かして、福祉、環境、まちづくりなど、様々な公的セクターが担ってきた分野での活動に、期待をしているところでございます。

先程先生の講演の中にもありましたが、それこそこれからは市民のニーズ (needs) というのと、ウォンツ (wants) という、そういう言葉をこの間聞いたばかりですが、ニーズとウォンツ、要望というのは、ちょっと違うのだということございまして、寧ろウォンツというところに、NPOとか、コミュニティビジネスというものの台頭が、期待をされるのではないかと。

多くの人々が係わる中で、地域のため、人のための協働に向かって、お互いを信頼をしながら、活動しやすい仕組みを作っていくことが、行政に課せられた責務ではないかと考えているところです。私の方は、以上でございます。

## ワーカーズコープちばの取り組みの事例

(宮崎先生)

どうもありがとうございました。実は皆さ





働くという事業所になっています。

ワーカーズコープについて、ほとんどの方はご存知ないということが前提で、簡単にご説明をすると、先程の名和田先生のご講演の中でいうと、まさに古い公共というのですか、昔からヨーロッパなどでは、非常に発展している協同組合という団体組織があるわけですよ。日本の中でも、生協とか農協といった協同組合の組織は、たくさんあるのですが、それぞれ特に戦後法律が整備されていく中で、生協は消費者の協同組合、農協は農家の人たちの協同組合というような、ジャンル分けがされていくわけですね。

そのときに、戦前は1つの協同組合の法律で、そういうものが全部網羅されていたのが、戦後GHQが法律を整理していく中で、働く人の協同組合というものが、結局作られないままにきてしまったということで、現在に至るまで、法律や制度がないまま、自主的な活動という形でワーカーズコープとか、ワーカーズコレクティブという名前で、地域で自分たちで仕事を起こすという団体が、発展してきております。

日本の中では、大体1980年代の後半くらいから、こういうものを作っていこうという運動が、幾つか起こってきております。私たちが所属している、日本労働者協同組合連合会というところは、もともとは失業者の組合からスタートしているような団体です。ワーカーズコレクティブという名前でやっていらっしゃるところは、生協の運動の中で、女性の方たちが、自分たちで働く場を作ろうとって、始まったところなどがあります。

全国でいうと、今それぞれ労働者協同組合といっているところは250億くらい、ワーカーズコレクティブといっているところは148億くらいの事業をあげて、たくさんの方が働いているのですが、実際には、まだ法律や制度がなくて、そこを何とかしなきゃいけないと

いうことで、千葉県内でもいろいろな活動をさせていただいています。

この水色のパンフレットは、つい最近作ったのですが、各地方議会での法制化を求める意見書を、採択するお願いとかで、今日お見えの中でも、お世話になった議員さんとかもいらっしゃるのですが、議員さんにもお願いして採択しております。千葉県全部は行っていないのですが、ちょっと虫食いになっておりますが、かなりの自治体でこういうものが必要だから、早く法律を作ってくださいということを、やっていたいております。

今日のテーマとしての新しい公共ということですが、私たちは自分たちでお金を出し合い、自分たちで事業を立ち上げ、実際に働いて、経営にも責任を負おうということで、その意味ではある種自立した組織を目指して、逆にいうと、行政からの支援とかがなくても、自分たちでやっていけるようにしようということで、ずっとやってきております。

実は私たちワーカーズコープちばというところは、ほとんど自治体からの委託事業や、助成金というものはもらわずに、やっていけるといところです。ただ、考えてみると、2000年から始まった介護保険制度などというものは、全く介護の社会化ということを目指して、スタートしたわけですが、実際の担い手としては、株式会社であろうとNPOであろうと、同じ基準を満たしていれば、指定を受けてできるということで、市民が地域の福祉を担うという意味では、市民参加が進む制度だったのだと思います。

これも新しい公共と言えそうなのかなと、今になって思います。実際に本当に主婦だった方たちが、みんな資格を取ってヘルパーになってという過程を、私たちはたくさん見えていますし、そういう人たちが、実際地域の福祉の担い手になっているということも、はっきりしているのではないかとはお

ります。

ですから、新しい公共というふう到大段には構えないで、地元で何とか働く場所を、自分たちで作っていきたいということで、やってきているので、何か隙間産業的にちまちまと、仕事になることなら何でもということで、お庭の剪定をしてみたり、襖の張替えをしてみたりみたいなことも、含めてやってきたのです。ここ10年くらいですか、地域では何が進んでいるかという、ものすごい勢いの高齢化なのですね。

特に団地は、同じ世代の人たちが入っているので、高根台団地でいっても、高齢化はものすごい勢いですね。恐らく40%を超えているのではないかと、ということも言われております。そうすると何が起こるかという、自立生活ができなくなってくる人、何か援助がないと、暮らし続けていけなくなるということです。

最近では、URも少し考えて、地域の自治会からの要望を受けて、高根台団地では高齢者住宅をつくる、これはURがつくったのではなくて、全く民間に任せてつくらせたわけですが、その高齢者住宅の中で、私たちは食堂の運営をして、地域の人にもお食事を提供したり、お弁当を配ったりという事業をやってきております。

今URは生き残りに必死なせいか、いろいろなところで取り上げられて、この間は前国土交通大臣の前原さんが見学に来たりとか、事業所は潰されないように、一生懸命そういうこともやるというふうになっているようです。いずれにしましても、そういう地域で必要な仕事を起こしていくということを、やっているわけです。

特にここ数年でいうと、失業の問題は非常に厳しくて、本当に仕事がない人が、巷にあふれています。今年からは私たちは、これは国の制度で基金訓練というのですが、失業者

向けの職業訓練の事業もスタートしています。

もともとホームヘルパーの養成などしてきたのですが、これはもう少し本格的に、3ヶ月のコースということで、失業者の中でも条件を満たすと、生活給付金というお金をもらいながら、講座を受けられるという制度ができていますので、そういうところで資格を取り、できれば地域で仕事を起こして、一緒に働こうよということ、今やろうとしています。

新しい公共ということ、働く場、労働の問題というのは、非常に大きいと思っております。特に若い世代、若い層の人たちが、非正規の仕事しかないという現状がかなりあるので、私たち自身はなるべくだったら条件を良く、ちゃんとした収入を得られて、そこで暮らしていけるような仕事を作りたいと思っております。

その意味では、1つ大きなチャンスと考えているのが、指定管理者という制度が、5年くらい前からですか、少し前から始まっております。これはいろいろな考え方はあるのですが、ある程度まとまった仕事で、若い人なども働ける仕事が、地域にできるという意味では、私たちとしては、挑戦したいと考えているのです。

残念ながら、今まで幾つか提案を出して、書類選考は大体通るのですが2次選考で落ちるといのを繰り返しております。今のところ横山市長の白井市にも、何回かチャレンジしています。私たちのところは、採択されていないということですが、私たちの仲間のワーカーズコープが、実は白井市では公民館を4つくらいやっていたりとか、その他にも県内で、多くの指定管理の事業をやっております。

ただそれでいうと、私たちもいろいろそういう場に参加したり、実際の事業に係わったりして、思うところがあるのですが、それは

よく言われる予算的な問題で、行政が直接やっている時に比べると、必ず1割・2割・3割カットした予算で、最初から提示されて、その中で提案しなさいよと言われるということ。要するに、財政的なことも提案してくださいと。

何が起こるかという、大抵安い見積もりを出すと、点数が上がるという仕組みになっているところが多いですね。いろいろ矛盾を抱えて、結局指定管理なんていうのは、もちろん建物管理もあるのですが、人件費の委託のところが多いため、それをやっていると、だんだん人件費を削らなきゃいけない、みたいな話になってくるということもあり、やれるものとやれないものがあるなど、率直に思っているところではあります。

いろいろ考えると、私たちの仲間でも指定管理、最初のクール5年を終えて、今2クール目に入っているところもあるのですが、それこそ必ず、特に公共施設を運営する時には、利用者の方たちに運営委員会を作っていて、多くの方が施設の運営に参加するような形でやろうということで、多くのところでは、そういう意味では以前より活性化しているという評価をいただいているのですが、評価をいただいているところでも、2クール目でいきなり指定を切られるというか、別なとこに取られてしまうことはあるわけですね。

それは努力が足りないとか、アピールが不十分とかということもあると思いますが、そういうサービスというか、公共サービスの評価の問題というの、今後は考えていかなければいけないと思っています。今日は自治労の主催の研究集会でもあるので、是非私たちとしては、自治体の職員の方たちとも一緒に、この問題を考えていただきたいと思っています。

最近では、野田市の公契約条例のこととかが非常に有名になっておりますが、その後が

なかなか続いていないという話しも聞きます。できればその公共サービスを民営化して、いろいろとサービスがよくなった、活性化したということと併せて、働く人たちの労働条件のこととかも、きちんと守っていけるような仕組みで、やっていただけるのがいいと思っていますところでは。

時間をあまり見ないでお話ししたので、長かったかもしれません。とりあえず以上です。

### (宮崎先生)

どうもありがとうございました。コメントを挟んでおきますと、時間がかかりそうなので、続けて網中さん、お願いします。

## 地方自治の現場からの提言

### (網中研究員)

こんにちは、網中肇と申します。レジメの方にあるように、私の簡単なご紹介をさせていただきます。学校を卒業した後、千葉市の職員になりました。このときは国家公務員になる道とか、民間企業に行く道、そういったものがあつたわけですが、その中で市の職員を選びました。

その理由は、少しでも自分の住んでいるまちを良くしたい、そのためには、一番現場に近いところで働くのが、きっと自分のまちを良くしたいという思いが、一番反映されるのではないかと思いました。基礎的自治体である千葉市、政令指定都市でいろいろ権限もあつて、大きなダイナミックな行政ができるのじゃないかということで、千葉市を選びました。今思えば、それが13年前でございます。



その後千葉市に入りましてから、財政をやったり総務をやったり、総務省、国の方に派遣されて、国の公務員制度改革に携わったりしまして、縁あって今千葉県地方自治研究センターの研究員ということで、こちらの方のお仕事を、全力でやらせていただいているという状況でございます。

今、白井市長様、そしてワーカーズの菊地さんの方から、お話がありました。いろいろ聞いてきて、いわゆる今日のテーマである新しい公共に対しまして、市の業務というのは、もしかしたら古い公共というか、従来よりある公共というか、普通の公共というか、そういうものなのかなと思って、話を聞いていました。特に私ども自治体に勤務する職員というのは、先程も話しましたように、直接住民の方と接する地方自治の最前線、公共サービスに従事しております。

例えば障害が出ちゃったとかそういう場合には、福祉を利用したり、あとはごみですね。環境とか清掃の分野、市の道路であれば、道路を直してくれということで、土木事務所とか。自治体病院、千葉市では市立病院、市がやっている病院が2つございます。当然ながら市の学校がありますので、給食であったり、用務であったり、そういった自治の最前線で、取り組んでいるのだなということを、改めて今認識しております。

そういった最前線で働いておりますので、ある政策についての住民の方の反応というのが、一番よく分かるのだらうと思います。例えば銚子市の病院が休診になって、また復活しました。あそこで働いているお医者さんとか看護師さん、市の職員だったかと思うのですが、そういった市の政策によって、住民の方がいろいろ影響を受ける、それを直に受けているのが、市の職員であると考えております。

ですから、そういったものの反応をきちん

と受け止めて、それを政策に反映していくという取り組みが必要なんじゃないかな、と思っている次第でございます。自分の自己反省も含めてですが、そこで気をつけなければいけないのかなと思っているのが、現場の最前線で勤務しているから、すべてを知っているわけではないと、これは当然のことでございます。

ただ、どうしても国の施策を、国の方針とかを受けて政策を実施すると、何かすべて分かっている気になってしまうのですよね。そこに本当に、住民の方のきちんとした意思反映を、自分たちで受け止めているのか、それを例えば為政者である市長とか知事とか、そういった方々に、政策をこうした方がいいです、ということをきちんとフィードバックしているのか、常にそういうのを自分で検証しながら、仕事を進めていく必要があるのかなと思っています。

先程名和田先生の方から、住民の方が花壇をきれいにしているというお話がありました。我々現場で勤務してるからといって、例えば特定の地域の特定の場所、あの階段の周りの花壇の状況を知っているかといえば、これはもう地域の方に適うわけではないのです。

しかも、先生のお話にもありましたように、日本において、結構行政がやっている分野は多いのかなと思ったら、実はそうじゃないと。

自治会を見れば分かる。確かにあの話を聞いて思い返せば、民生委員さんとか、児童委員さんとか、保護司さんとか、本来行政でやってもおかしくない仕事を、いわゆる民間の方に、ほとんど費用弁償だけ、寧ろ赤字だと思えます。そういった形をお願いをしているという状況にあると思えます。ですから、そういった分野も含めて、きちんと住民の方々の想いというのを、受け止める必要があるのだらうと考えた次第でございます。

そういった中で、我々市の職員が、どう

やったら新しい公共と取り組んでいけるのか、  
というのをよく考えました。この中で町内会  
とか、やられている方が多いと思うのですが、  
その中に自治体の職員は多いでしょうか。あ  
まり多くないというのが、私の実感でござい  
ます。私の自己反省も含めてですが、結構自  
治体職員というのが、行政の中立性とかを盾  
にして、仕事以外で公共の仕事を担うことか  
ら、それを言い訳にして逃げているのではな  
いかという想いがございます。

ただ公務員ですから、一定の限界はありま  
すが、全くの中立というのは有り得ないだろ  
うと思います。先程の花壇の話にしても、  
失礼な言い方を承知で言わせていただければ、  
もしかしたらあれは、地域エゴかもしれませ  
ん。ただそれは違いますね。明らかにエゴで  
はない、少しでもまちを良くしたいという住  
民の方なら、当然の想いだと思います。

そういったものを言い訳にして、真剣に取  
り組んでいないのじゃないか、自分が仕事を  
していることだけで、それが公共じゃないか  
という自己反省が、本当にあります。私自身  
は町内会で班長とかやったのですが、そうい  
う想いがあります。中立でなきゃいけないか  
らやらないのではなくて、やりながらなるべく  
中立というか、そのスタンスを探していく。

例がいいかどうか分からないですが、真の  
友情を探そうとして、見つかるまで友達を作  
らないのか、それは違いますよね。いろい  
ろな友達を作って、傷つけ合いながら、失敗し  
ながらも、真の友情というのは、こういうも  
なのだろうというのを分かっていくように、  
ある程度は中立性というものを、大きく逸脱  
することは許されないと思いますが、少しづ  
つ自分で修正を加えながら、真の公共とは何  
かというのを体得していく。

そのための初歩として、新しい公共に取り  
組んでいく必要があるのかなと思いました。  
時間の関係もございますので、以上でござい

ます。ありがとうございます。

## パネリストと会場からの発言

### (宮崎先生)

どうもありがとうございました。私自身3  
年ほど前は、人口が1,000人を超える結構大  
きな自治会の、会長代行副会長を千葉市内で  
やっておりましたが、今お三方の報告を受け  
て、お思いになったこと、コメントと、もし  
かして先程のお話の中で、言い足りなかった  
ところがあるとすれば若干、さほど時間はあ  
げられませんが、名和田さん、お願いいたし  
ます。

### (名和田先生)

打ち合わせまでは確か普通のパネリストで、  
そっちにいるはずだったのですが、いつのま  
にか助言者なんていう、おこがましい役割を  
与えられておまして、大変恐縮です。

感想というか、横山市長の行われている施  
策、これは新しい公共とか、協働とかという  
政策理念で言われているものを、市町村レベ  
ルで、自治体として展開する時に行われるこ  
とを、ほとんど網羅しておられて、たった2  
年間で、これだけの政策展開をされているの  
かということにびっくりいたしました。

最初に言われた、小学校区単位の自治会長  
との懇談会、これは私が今日は、舌足らずに  
しか申しませんでした都市内分権というか、  
地域自治組織の萌芽的な形ですよ。こうい  
うことはいきなり制度を作って、きれいだろ  
うとやるのではなくて、ちゃんと地道に、懇  
談会というところから始められるというこ  
ろも、非常に感心をいたしました。

それから、市民活動団体を支援する補助金  
を打つとか、こういう取り組みをしている自  
治体は結構あるのですが、実はこれは市民社  
会というか、民間の側に、そういう活発に活

動している団体がなければ、打ちようにも打てないわけですね。だが、どうも今のお話を聞いていると、白井市にはそれなりに、多様な力のある団体が揃っていて、人口規模はよく存じませんが、なかなかないことじゃないかと。

だから行政の側も、これだけ政策メニューでも展開しておられ、市民の側もそれを受けただけの、自治会の側も懇談会に応じ、市民活動の側もこれだけ手を挙げてくるという状況で、非常に協働の市政が進んでおられるなと感じました。協働は手放していいと私は思っているわけじゃないですが、いい面があるわけで、そのいい面を生かすような展開を、されているのではないかというふうに感じました。

菊地さんのはいろいろな意味で、これまた非常に感心をいたしました。よくコミュニティビジネス、最近はソーシャルビジネスという方が多いかも分かりませんが、日本では大事なやり方だと思うのです。行政からも企業からも、日本の場合はお金が来ませんので、自分でお金をつくりたいといけないということがありまして、大事だと思うのですが、なかなか都市部では理解が得られないという感触を、私は持っているのです。

農山村に行きますと、お金を稼がないとどうしようもないので、当然のこととして理解されるのですが、大都市部は、一部にかなり余裕がある人も多いのか、地域の公共的な問題を解決するなら、当然ボランティアでしょう、なんていう反発が結構出るものです。課題が大きかったということもあるのかもしれませんが、よくやっておられるなと思いました。その着眼点が素晴らしいと思いました。

協同組合というのを顧みると、市民社会というキーワードがもう1つあると、講演でも申しましたが、この概念はかなり歴史が古くて、今は国家と対立する意味で、市民社会と

いう言葉を用いていて、これが89年の社会主義崩壊以降、全世界的にもものすごく流行るわけですね。市民社会という概念が、そういう文脈でも流行ってきています。

その根底には、私は政治社会というか、国家とは違う社会領域があって、そこに希望を持ちたいという気分が、人々に多くなった時に、市民社会という言葉が流行っていくのだと。その典型だったのが、19世紀のドイツにあります。19世紀のドイツは、抑圧的な国家があって、それに対して力をつけている市民層が、その政権を奪取できないでいるという、そういう構図だったわけですね。

それで国家は、抑圧的で権威的で、だめな世界で、市民社会の中に自由があるという言葉が、19世紀ドイツの市民層で行われたわけで、その制度的な獲得目標になったのが、他ならぬ協同組合だったのです。協同組合こそ、今でいっている新しい公共というか、市民社会の中にある公共を実現する、1つの制度的ツールとして、例のシュルツェ・デーリッチという人などが頑張って、協同組合立法を目指したということがあるようであります。これは人の研究の受け売りです。

しかし、19世紀ドイツの市民層というのは、富裕層です。国家の助力がなくても、自分で生きていける人たちでありました。多くの現代人はそうはいきません。今菊地さんのお話の中でも、自分でお金を出して自立してやっていて、補助金もあまりもらっていないという状況ではありますが、例えば介護保険制度、そういう制度が国家的にできているから、それを利用することができるし、指定管理者というものもいろいろ問題はあるながらも、1つのチャンスとして捉えるとするならば、それも行政側、国家の側が用意した制度であるわけで、行政を起源とする資金は今日ではやはり貴重なのです。

したがって「協働」というのが必要になる

わけです。ここで協働という話になるのですね。19世紀ドイツのように、全く国家から自立して、市民社会が公共になるという状況ではなくて、行政と協働して、やっていくということが、不可欠になってきていると思います。そういったことを、実例として見せられて、私は横浜だけしか知らなかったのだが、東京湾の向こうにも、すごいことがあるのだなということを知っただけでも、今日は湾を越えて来た甲斐がありました。ありがとうございます。

### (宮崎先生)

どうもありがとうございました。なかなか時間の配分が難しいのですが、ここでフロアの皆さん、会場の皆さんから、ご質問をいただければ。あまり多くの方からのご質問を、いただく時間はないですが、どなたかご質問がございましたら、簡潔に言っていただけますと、ここで受けたいと思います。いかがでしょうか。では前の方、ちょっとお待ちください。今マイクをお持ちいたします。お名前とご所属がございましたら、お願いいたします。

### (広瀬町議)

香取郡の多古町の町会議員の広瀬と申します。私は7年前に多古町に住んで、4年前に町会議員になったという者です。いろいろな視点があって、なかなか難しいですが、本来ならばそのパネラーとして、市町村議員が載っていないと、こういう問題についても、いけないのかなと思うのです。

横山市長が、議会と官は対立している面もあるみたいなことをおっしゃったのですが、多分今の市町村議会、私の議会の状況からですが、地方主権とか、ましてやこの新しい公共ということに、真正面から取り組む力は落ちていると。それで一方的に、自分たちで定

数をどんどん減らしてきている状況で、力はどんどん無くなっている。しかし、現在の法体制の中では、団体の意思決定をする機関としてあるわけですね。

そういう中で、総論としては新しい公共というのは、非常に興味深いというか、おもしろいと思ったし、協同組合法の制定を早くしてくれというのも賛成したのですが、各論になるとどうかな。力のない議員として、やっかみも半分ですが、こういう形で、行政側がどんどん出ていって、名古屋の市長みたいに公選で出てきた小学校単位というなら別ですが、自治会の人やその他、そういう人と組むことに、行政がもっともっと組んだ格好というのは、どうも違うなという感じがするのです。

というのは、田舎の方での区とか、その下の単位を正直な話、部落という言葉を利用だから使っているのですが、昔は押し出された町会議員。今はそれがどんどん定数が過ぎましたから、押し出されて地元の細かいことを汲み上げる力もないような町会議員が、昔なりにやっている。

そういう中で市長や町長が、議会を通り越してやっていたり、あるいはこの頃は、多分どこでもそうですが、コンサルと言っていますが、いろいろな基本計画を立てる時に、コンサルタントに丸投げしてそれを持ってくると。見たら他の町と、似たようなことばかり書いてあった、そういう状況が一部あると思うのですね。

その辺について、横山市長にお聞きしたいのですが、白井市の議会がということは言えないでしょうが、一般的に市町村の議員として、こういう問題や、あるいは自治体基本法についても、基本条例に触れましたね。そういうことについて、不満なり何なり、もう少し積極的に、しょうがないじゃなくて、話しかけて議員を変えるようなことをしてい

ないと、地方自治というのは壊れるし、地方主権というの、うまくいかないと私は思うのですが、その辺どんなふうか。

**(宮崎先生)**

ご質問の趣旨はよく分かりました。他の方、どうぞ。

**(藤井市議)**

流山市議会議員の藤井と申します。今日のために勉強を、本当にありがとうございます。私が今日1番聞きたかったのは、この自治労の勉強会でもありながら、新しい公共ということで、宮崎先生は自治研究センターで、自治労とも深い関係を持っていらっしゃいます。

新しい公共をどんどん進めていく、指定管理者をどんどん進めていくというのは、どんなにきれいごとを言っても、要は安価な労働者を雇い入れて、今までは公で担ってきた部分が、どうしてもコストがかかってしまうので、安くしていこうというのが、根底にあるかと思えます。

そういった部分で、働く場が少なくなってしまう、自治労の皆さんと一緒に、この新しい公共について、勉強会をしていくその趣旨について、誤解を恐れず聞きたいのですが、よろしくお願ひいたします。

**(宮崎先生)**

まだお手が挙がっておりました。どうぞ。

**(藤代市議)**

鎌ヶ谷の藤代と申します。今日はどうもありがとうございます。新しい公共といういろいろと説明を聞いて、いつも分かったような、分からないような話になっちゃうのですが、いってみれば、先程のご説明にありました公共サービスの意思決定、そこにどれだけ

市民が参画できるのか、そして公共の場をどうやって生み出すのか。そういう中から、新しい公共というのが出てくるのかな、そんな想いがするのです。

いわゆる官から民へと移すのが新しい公共ではなくて、新しい公共というのは、どれだけ市民自治といいますか、市民の意思決定機関がいろいろな部分に入って行って、新しい公共の場を作り出して、そこで今まで行政だけがやっていたものを、市民と行政もそうだし、会社もそうだし、いろいろな団体が地域の公共サービスを作っていくと、そういうことが新しい公共なのかなと。

鎌ヶ谷も横山市長がおっしゃってました、自治基本条例という市民の意思決定機関が、どういうふうに入って行くのか、そういう辺りが新しい公共の要なのかなと、私なりに何となく、分からなく理解しているのですが、その辺の説明をいただければ、幸いです。

**(宮崎先生)**

どなたに振るか、難しいご質問でしたね。他にまだお手が挙がっておりました。どうぞ。

**(椎名書記長)**

自治労千葉県本部で、書記長をやっている椎名と申します。名和田先生のお話を聞いたのですが、若干今いろいろ公共サービスを支えるということで、千葉県本部では、公共サービスのセーフティーネットの再構築ということに柱に、取り組んでいるわけでございます。若干会場の皆さんにも、現状をお知らせしたいのですが、今、国の方で進めている、公務員の人件費削減ということもありまして、集中改革プランによって、正規職員がほぼ軒並みマイナス減という事態になっております。

そうした中、どう公共サービスを守るかということで、市役所の中に多くの臨職非常勤



の方、全国でいいますと、自治体の中の60万人ほどが非正規の職員の方で、公共サービスを担っているという現状です。それは、規制緩和等もあります。国の施策も党により、網中研究員が言ったように、住民のニーズが多様化してきていると。事業がどんどん膨れ上がってきていることもありますが、非常に現場が厳しいと。

公共サービスを守っていくという中で、どうしても市民の方、NPOの方、また民間の方の力を借りなくては、セーフティーネットは張っていけないという現状が、根底にあるのかなと理解しています。自治労の中では、その公共サービスに携わる、労働者の方と連携しながら、今崩壊しつつともよく新聞では言われますが、そういった部分で、どうしたらいいかということをやっています。

今日は新しい公共ということですが、ちょっと名和田先生にお話を聞きたいのですが、新しい公共を進める中で、公共の概念だと思のですが、今、国・県・市の事業全体で、公共といわれているのかなと、私自身思っているわけでございます。

住民がより積極的に参加するためには、それぞれ国のやること、県がやること、市がやること、明らかに責任がどこにあるのかということ、住民に知らせる。それによってその活動が、住民の方たちがより積極的に参加できるのじゃないかということ、私自身思うわけですね。

私の考えの中の1例でいいますと、医療ですとか、介護ですとか、そういった部分は、市町村が責任を持ってやるのだということ。逆にいえば、インフラの部分の道路ですとか、建物の関係ですとか、それは県がやる。明らかにそういうふうに、分かるような形にすることによって、より住民の方が積極的に参加できるのかなと。

今、国の方の予算ですと、国から補助金が

出て、県が補助金を出して、市が財源を出して、事業が国・県・市、3つでやっているという状況があるわけでございます。そうした中で、誰がどこが、何をしているかということが、明確にすることで、もっと活力のある積極的な参加が、できるのではないかなと思います。

そういった意味で、新しい公共を進める上で、事業の住み分けということも、した方がいいのではないかと。逆に今先生は、ドイツの方に行かれていますとか、ヨーロッパの方の地方自治の方で、研究されているということをお聞きしたので、ヨーロッパ型福祉国家ということも、よく労働組合の中の、言葉の中ではあるわけでございますが、そういった概念的なことを教えていただければ、ありがたいと思います。以上です。

#### (宮崎先生)

大問題の質問が出ましたね。時間がなかなか厳しいですが、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

#### (三瓶市議)

千葉市議の三瓶と申します。大変いいお話を伺いまして、本当にありがとうございます。パネラーの横山市長には、先程まちづくりに関しまして、市民の方の参加をというお話がございました。実際に道路をつくったり、あるいは区画整理事業などにもというように、私などは勝手に考えてしまうのですが、どの範疇まで係わっているのか。そしてそのデメリット、メリットなどもお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

また、パネラーの網中さんにお伺いしたいのですが、先程公務員の皆さんの問題点、課題などを伺ったような気がいたします。今後の取り組みについても、少し見えるような気がするのですが、一歩進めて、市民の方や、

あるいは公務員との兼ね合いですか、新しい公共に向けての取り組みの姿勢というのは、どうあるべきかという観点から、少しお示しをいただければと思います。よろしく願いいたします。

#### (宮崎先生)

どうも質問をいろいろ受けると、だんだん難しい問題ばかりが、次から次に出て、第2回・第3回をやらなきゃいけないような雰囲気、追い込まれていきそうですが、よろしいでしょうか。ここまでのところで、一応ご質問を、打ち切らせていただきます。いろいろなお質問をいただきました。

時間はもう終了予定時刻を、既に過ぎてしまっておりますが、改めて申し上げなくてもいいですか。皆さん大丈夫ですか。一まとめしてから、それぞれ皆さんに振ろうかなと思っていたのですが、時間の関係がありますので、これで恐らく最後の一言ずつという形になろうかと思います。

今出たご質問に、お答えするような形で、取りまとめのご発言をお願いしたいと思います。そうはいつでも、お一方ができれば1、2分程度でお願いしたいのですが、これは無理難題を押し付けているということは、よく自覚しています。申し訳ございません。それでは横山さん、お願いいたします。

#### (横山市長)

私は、2つの質問をいただいているのかなと思っております。まず議会との関係ということでございましたが、議会を変えていく必要があるのではというようなことでした。白井市議会は、今日議員の方がいらしているから言うわけではありませんが、議員の方々の努力というか、活動の範囲は、大変レベルが高いと思っております。

ただ、私は非常に苦勞しているのですが、

これからの行政と議会、あるいは市民との関係というところで言いますと、それこそ今まで国から、県から言われたことをやっていれば、一応OKという時代は終わって、あなたの自治体はどうするのですか。例えば市民からこうしてくれといった時に、それをやるべきかどうか、悩むところもあるわけです。

今の市行政と議会との役割というのは、市が常に提案をして、議会はそれを判断をすると、それはそれでそのとおりですが、二元代表制で、そういう役割でいいのだと、言ってしまえばそうなのですが、多分これからは、それでは足りないのではないかなと。やはり1つの方向に向かって、自分たちの住んでいるまちをもっと良くしよう、あるいは市民のために、どうあるべきかということで協力をするという、そこは一致させながら、前に進む必要があるのではないかなと思っております。

これから地方自治法も変わってくるとか、いろいろなことを言われておりますが、流山市の自治基本条例などを見ていると、お互いが協力をするというのが書いてありますので、そのところが、肝心な関係になってくるのではないかなと思っております。そういうことを、お互いが納得をしながら、まちづくりを進めていく必要があるのではないかなと思っております。これで答えになっているかどうか、そんなところです。

まちづくりに市民の考えをというところで、どの範疇までということのご質問をいただきましたが、白井市はまちづくり条例というのがある、これは何かと言いますと、自分たちの住んでいる地区の地区計画を、市民が提案できる、自分たちで作ることができる。

もう1つは、いろいろな開発がありますが、その開発があった時に、その地区の人たちが、それに対して意見を出すことができる。そして対立がいろいろあります。開発業者の開発

に対して、市民の側からは、反対の意見が出てきます。その場合には、まちづくり審議会というのを開いて、その中で専門家の方々も含めて、意見の交換というか、意見の取り扱いを審議することは、できるということです。

それが市民にとっても、満足がいくところまでは、なかなか難しいですが、一応まちづくりに対して市民が、自分たちが意見を言うことができるという、条例が作られているということでございます。地区計画を作る中で、自分たちの地域のことを、もっともっと積極的に提案していくことも、やろうと思えばできるという条例でございます。以上です。

行政と新しい公共ということについて言えば、行政の計画目標よりも、市民の意識が高いという時に、市民参加によって、高い目標達成ができるのではないかとということで、先程言っていた白井市でいえば、環境保全にNPO団体がかなりいろいろなことをやっております、行政では絶対できないことだと。

ただ、その方々は農地法の関係とか、あるいは資金の面で、限界も感じているようなところがございます。そういうところに対しては、行政としても、一緒にそれを進めていくという視点で、これからまた変化をすることはできるのではないかと。

それから、先程のコープのことですが、生活クラブの人たちが、今介護サービスなどを市内でやっています。そこは非常に人間性を重視したサービスを構築して、地域を巻き込んだ活動をしているという点で、やはり行政がやるサービスなどに比べても、かなり質が高いのではないかとということで、そういうところに、新たな公共サービスの可能性というのは多いにあるなど、私は考えているところでございます。以上です。

### (宮崎先生)

ありがとうございました。次は菊地さんですが、フロアの方から、直接的にはご質問はでなかったわけですが、先程、法制化を求める運動をされているということがございました。なぜ法律が必要なのかということも、恐らく会場にいらっしゃる方は、疑問に感じられているのではないかと思いますので、その辺りも触れながらお願いしたいと思います。

### (菊地専務理事)

1分で話すのは、とても無理ですが、今日はこの研究会に参加させていただきまして、ありがとうございました。法律のことは、法律がないから作って欲しいということですが、私たちはいわゆる任意団体として、活動をしています。

今指定管理者とかでいっても、任意団体だったら、応募できませんよという仕組みにはなっていないので、それでいいじゃないかと言われればそうですが、「法人資本主義」という本を書いた人がいらっしゃいましたが、日本の場合は法人格を持っていないと、あらゆる面で不利というか、不便なことがたくさんあります。

例えば私たちのところでは、今日も来ていますが、理事長が車を、5台も6台も持っているという形になっている、これは法人じゃないと財産は持てないので、理事長の個人の名義にしているとか、そういうこともあります。既存の法律でできないのかということもあるのですが、似たようなものは幾つかあるのですが、きちんと協同組合の原則に則って、やれるような仕組みというのが、残念ながら無いということで、無いのだから作ってくださいよということで、やっているところです。

私たちも法律ができれば、それを使うので、それまでは任意団体で、頑張ろうと思ってやっていたら、20年経っちゃったということ

で、いろいろな不便を抱えながら、今やっているというところ。これ以上詳しいところは、また別にご質問をいただければと思います。

今日のお話ですが、新しいことで多様な面があるというか、単に名和田先生がおっしゃるように、公共サービスという側面だけでは決して語れない、多くのことがありますよね。

一応私たちは、事業者という形でやっているの、事業として関われる面というところがあるわけですが、実際は先程も言ったように、団地の高齢化などということによって、事業的に係われと言われても、買い物難民化した人たちをどう支えるのかみたいなこと、もはや事業としては成り立たない、けれどもやらなきゃいけないみたいなことが、たくさん出てきています。

ここはいろいろ知恵の出どころで、全部が全部ボランティアでやれと言われれば、それはできないし、若い人は絶対そんな仕事はできませんので、自治体の方たちとも知恵を出し合いながら、一緒にどんなことができるのかということを考えていきたいなと、お話を聞きながら思ったところです。

まだまだ私たちは、全く小さな組織ですので、いろいろなところで皆さんにご協力を願ったり、お知恵を請うたりすることがあると思いますので、またよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

#### (宮崎先生)

どうもありがとうございました。それでは網中さん、お願いします。

#### (網中研究員)

先程三瓶副議長さんの方から、ご質問をいただきました。ありがとうございました。質問の内容については、新しい公共に対する今後の考えということでした。大きく

分けて2つあります。

1つは、月並みな言葉ですが、踏み出す勇気なのだろうと思います。地域のことを良くしたいと思って、市の職員になったわけでございます。地域のことを良くしようと思っている方々、そういった方々の連携というのは、間違いなくこれはとれるはずでございます。

ですから、市の仕事をしているから公共だけじゃなくて、こういった新しい分野に、積極的に挑戦しようとしている人々、団体に対して、自分も飛び込んでいって頑張ると。

一歩踏み出す勇気と、月並みな言葉ですが、それが1つです。もう1点が、そういった分野に参加しないためじゃなくて、参加するためのルールづくりがあったら、いいなと思います。

そのうちの1つは、団体でのルールですが、例えば市の職員なのだから、この補助金を持ってこれるように、お前はこれやっておけよとか、こういうことを言われると、こういった取り組みはやりたくないなと。ちょっとこれは出来レースになっちゃいますからね。しかも中立性に係わってきます。根幹になります。市の職員に、一生懸命公共を頑張ろうと思っているのに、こういう働きかけをしないでくださいという感じですね。そういうものはしないという取り組みを、お願いしたいと思います。

内部的には、市の職員は末端の公務員であります。上意下達、職務命令の範囲で、働いています。上からの命令に従うというのが基本です。新しい公共を担うような、団体でのネットワーク型の考えというのでしょうか、みんなと一緒に考えて、その場で知恵を出して解決していく、こういった思考方法というのを、身につけるはずだと思います。

そういったものが、一番実は行政が、嫌ったりするのではないかなと思います。市長さんがいらっしゃいますが、そういった分野

で、一步踏み出した職員に対して、市の中でも評価をいただける、ある程度そういう職員は、使い辛いといって外に出すのではなくて、その職員も協働の分野で担当させるとか、そういった処遇、早く出世させるとかいうことじゃなくて、普通に紹介をしていただければなと思いました。2点目は以上のルール作り、踏み出す勇気と、ルール作りがあればいいのかなと思いました。以上でございます。ありがとうございました。

#### (宮崎先生)

どうもありがとうございました。それでは最後に名和田さん、お願いいたします。

#### (名和田先生)

最後に自治労の方から、我が意を得たりというご質問をいただき、最初にご発言のあった町議の方も、現在都市内分権制度の展開が抱えている問題構図を、非常によく言っていたのかなというので、いろいろ言いたいのですが、1分でやれという命令なので、1分じゃ終わらないかもしれないが、2つほど言わせていただきます。

1つは、日本人には国家とか、行政へのある種の距離感があると思うのですね。不信感とまでは言えないのだが、昔と違って行政が、自分たちの生活を支えている、それは自分らが税金を出し、かつ選挙権によってコントロールしているから、ある程度安心できる生活の基盤が、確保されているという、そういうことへの信頼感はあるのだが、ある程度の距離感を持っていると感じております。

だからこそ、協働というものに対して、講演の時はドイツと違って、すんなりそういうことに納得するという言い方をしましたが、それは自分でやるしかないと思っているからですよ。行政はそんなにやってくれるはずがないと。したがって他方では、協働という

ものに対する警戒感も確かにあるのです。それは横浜市でいろいろやっていて、ひしひしと感じます。

日本人というのは、市民社会意識を持っているというか、行政とある適度な距離をとりたい。行政に全部かぶせるのじゃなくて、したがって、自分らもたくさん税金を出したいとも思わない。ヨーロッパなんかすごいでしょ。20%も間接税を出して、あれでも行政を民主的な政治制度でもってコントロールできているわけですね。だからこそ安心してあんなにたくさん税金を出している。

日本人はそういうふうに思っていないので、いまだに消費税は、5%のままであるわけです。日本人が持っている行政との距離感というものを、よく踏まえた上で、様々な判断をすべきではないかなと感じています。抽象的ですが、お汲み取りいただきたいと思います。

もう1つは、先程非常に重要なご指摘をいただいて、我が意を得たりだったのですが、自治会とか身近なNPOとか、市民活動とかそういったものと協働で、公共サービスをつくっていく、これを総務省などは「新しい公共空間」といっているわけですが、こういうことができるのは、一定のニーズについてであると思うのですね。これを私は、コミュニティニーズといっています。一定の、と言いますのは、「身近で軽易だが、重要なサービス」ということです。これを全部行政がやりきれない。したがって、市民社会の側の様々な主体が、適材適所でやるというのを、コミュニティニーズに関連していると。

じゃコミュニティニーズというのは、何なのかというと、多分例をあげれば、分かっていたかと思うのですが、ごみの処理とか、軽易な身近なラストワンマイルというか、そういうところは、自治会がごみステーションを管理する、しかし基幹的な焼却場の設置とか、管理とか経営とか、そういうのは行政が

する、こういう役割分担になっているわけです。

こういうコミュニティニーズは、恐らく過去において、ヨーロッパや日本の地方自治法に、市町村の仕事として規定されてきたようなものが、その典型ではなかろうかというふうに、今仮説を立てて、確定のための研究を進めているところです。こうしたコミュニティ・ニーズの領分を超えて、年金とか医療制度とか、そういうところまで、新しい公共で、どんどん民間に出しましょうとか、こういう議論は、私は少なくともついていけないというか、かなりおかしい議論ではなかろうかと思っております。舌足らずですが、以上です。

## 終わりのまとめに代えて

(宮崎先生)

どうもありがとうございました。私自身にもご質問をいただきました。新しい公共とは、どんなきれいごとを言っても、結局は公務員の安上がりの行政を、求めているのではないかと。人件費も削減の方向に向かうのではないかと、その辺りのことをどう考えるのだということ、ちゃんと踏まえているかどうかというご質問だったと思います。

直接のお答えになるかどうか分かりませんが、名和田さんも、公共という概念の豊かさということを、強調されておりました。私はその豊かさに加えて、豊かさがあるからこそ、様々な議論が可能だと思うのですが、それに加えて、更に公共概念の持つ本質的なもの、本源的な我々の人間生活に備わるものではないか、本質に根ざしている概念なのではないかということ、指摘したいと思えます。

というのは、私たちは自分たちの暮らしが良ければいい、そうとももちろん思うのですが、それだけじゃないですね。先程網中さん

の報告の中にも、自分の暮らすまちを、地域を少しでも良くしたいという、想いがあったということがありましたし、横山市長さんのお話の中でも、地域のため、人のために、何ができるかを考えていきたいということもございました。

私たちは、みんなで一緒に幸せになりたい。人のために尽くすことが、私の幸せにつながるのだと。我々は一人では生きていけないので、そういう想いを持っているのではないかと。だからこそボランティア活動だとか、社会的な使命に燃えて、必ずしも経済的に恵まれるかどうか分からない、NPO活動に邁進するとか、そういうことも進められていくのではないかと思うのですね。

その意味では、結局安上がりな行政につながるじゃないか、そういう表面的なところで捉えたのでは、新しい公共を考える上では、かなり物足りないのではないかと思っております。

となりますと、先程菊地さんのご報告の中でも、地域で必要な仕事を起こしていくということがありました。経済的にも回っていくようにしていく、これが持続可能な形で、その仕事を行っていくと。どういう仕事が必要なのか。地域は高齢化がどんどん進んでいく、人口構図が変わっていく。そのために、この仕事が必要になったのだという、発見があるというお話がありました。

そういう新しい社会的なニーズ、必要性を見出していく、そしてそれは、先程名和田さんのお話の中にもありましたが、民主的な決定過程にそれを組み入れていく。誰も気が付かなかった、議員さんの多くが気が付かなかった課題というのは、議会の中の多数決ですから、否決されてしまうのですね。

世の中に極限られた人の問題かもしれないが、非常に深刻な問題がある。しかし、圧倒的に多数の人はそれに気が付かない。そう

なった時に、デモクラシーの論理を突き詰めますと、それは多数決では否決されてしまう。気が付かれないまま終わってしまうのですね。

これを私は多数決の矛盾、議会の矛盾のうちの1つとして、普段から捉えているわけです。

そういったところに光を当てるためにも、様々な活動が必要であり、その活動が、声を出す場が必要、皆が集う場が必要という点で、新しい公共を捉えていきたいと思います。

そして、これは必ずしも人件費の削減に、つながるものばかりではありませんし、逆に公務員のお仕事が楽になる、あるいは厳しくなるといったこととは、直接的には関わらない話だろうと思います。

ちょっと次元が違うのではないかと感じているところがございます。そうはいつても、先程指定管理者の話も出てまいりました。指定管理者で結果として、労務提供型がどうしても多くなりますので、人件費が下がっていくのではないかと、お話が出てきました。もしそうであるとするならば、その一方であるとするならば、公的な機関が、寧ろ地域社会の賃金労働条件の悪化に、手を染めているということになってしまいます。

そんなことがあって良からうはずもありません。どういった形で、この人口構図が変わっていく中で、経済社会が大きく変化していく中で、必要な社会的なサービスというのは、明らかに変わってきています。

先程網中さんの話の中では、地域エゴになってはいけないというお話が、ちらっと出ましたが、私はちょっと違った印象を持っております。ご質問者の中にも、住民のニーズが多様化しているというお話がありました。私は実は、そうは思っておりません。住民は昔から、いつの時代もわがままです。エゴだらけです。当たり前なのです。

住民のエゴを受けて、みんながみんなそれ

ぞれエゴを持っている、わがままです。そのわがままをどうぶつけ合い、どう調整し合っ公共サービス、1人では担えないサービスを生み出していくかということが、重要なのだろうと思います。まとめになっているかどうか分かりませんが、私は以上のことを感じております。

この問題、大変難しい問題でありまして、とてもこの限られた時間の議論の中だけでは、皆さんそれぞれ、消化不良の印象をお持ちだと思います。そこで是非とも千葉県地方自治研究センターに、皆さんが参加されて、こちらの方で引き続きこの議論を、私たちと一緒に進めていただけると、大変うれしいなと思っております。最後は私の拙い宣伝になってしまいましたが、これにてパネルディスカッションを閉じさせていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

#### (司会)

皆さん長時間にわたって、ありがとうございました。会場の皆さんの熱心な議論、そしてパネラーの皆さんの熱い想い、これらが絡まり合って、まさに基調講演の終わりにありましたように、未来への希望と言いますか、これらが感じられるような、ディスカッションだったと思います。

改めてパネラーの皆さんに、感謝をしたいと思います。先程私の発音が悪くて失礼いたしました、白井市長の横山久雅子様。ワーカーズコープちば専務理事菊地謙様。自治研究センター研究員の網中肇さん。そして基調講演から、助言者まで務めていただきました法政大学の名和田是彦教授。大変難しいディスカッションをさばき、希望のある言葉で締め括っていただきましたコーディネーターの宮崎伸光教授の皆さんに拍手をしてお礼に代えたいと思います(拍手)。

連載

# 房総の自治鉅脈

— 第4回 —

戦後直後期の県内選挙動向



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター  
理事長 井下田 猛



## 大選挙区制限連記制の選挙と新憲法と地方自治法の制定

あまりにも長く続いた1931（昭和6）年の満洲事変～45（昭和20）年にいたる“15年戦争”の敗戦の翌46年4月10日の総選挙から、わが国の民主政治がはじまる。

この戦後第1回で明治以来通算第22回衆議院総選挙（臨時）の選挙結果は日本自由党140、日本進歩党94、日本社会党92、国民協同党14、日本共産党5、諸派38、無所属81、計464名であった。今回から女性たちが実現を求め続けてきた婦人参政権（女性選挙権と被選挙権）が、初めて認められた。この選挙の女性の立候補者は83名で、うち39名が一挙に当選して国会の議席を占めた。その党派別内訳は、日本自由党5、日本進歩党6、日本社会党7、日本共産党1、諸派9、無所属11である。そして今回の定数は468で、選挙区種は大選挙区で選挙区数は54（沖縄県2を含むが不施行）であり、投票方法は都道府県単位の制限連記制がとられた。

今回の場合、軍国主義者・超国家主義者など政界・経済界などにおける戦争協力者の公職ならびに教職からの追放（第1次）が既にはじまり、これ以降も戦時の市町村長を対象とする第2次公職追放がなされて各種の選挙動向に決定的影響を与えた。しかし選挙法の改正については連合国軍総司令部（GHQ）の介入は少なく、選挙運動制限の大幅緩和などがとられている。

この選挙の特徴は、小党分立と女性議員の進出が顕著である。とりわけ、苦しく辛い“15年戦争”の戦争体験をバネに平和と自治の実現を目指して、彼女ら女性議員達とこの議会に結集した議員が“憲法制定議会”の百日審

議に鋭意当たり、日本国憲法の制定と明治憲法下の官治的的地方自治制がくつがえされて地方自治法が制定された。

他方、選挙権の拡大から県内の有権者は前回の約34万人から約104万人へと3倍増した。全県1区の千葉県の総選挙の定数は13で、制限連記制であるから投票用紙に同時に連記できる人数は3名以内である。立候補者は85名（うち1名辞退）で6.5倍の競争率となった。選挙結果は日本自由党6、日本進歩党2、日本社会党1、新日本青年党1、無所属3の計13議席である。

全国的には新人の進出が顕著で、千葉県でも2位当選の成島勇（95,553票、56歳、日本進歩党）以外はすべて新人である。なお、成島は東条内閣の翼賛総選挙（1942年4月実施）で非推薦議員として当選していたが、次回の47年総選挙で公職追放該当者となる。そして、県内の場合も日本進歩党に公職追放組が多く出て、党勢は伸び悩んだ。

県内の新人議員に混じって唯一、紅一点の竹内歌子（62,614票、32歳、新日本青年党＝諸派）が13人中5位で当選した。竹内は岡山県出身で新聞社勤務と会社取締役などの経歴をもつが、婦人運動などの経験はない。長生郡八積



県内初の女性代議士となった竹内歌子

村（現、長生村）に疎開して、締め切り日の前日に立候補を表明した。そして「男女青年の使い走りをしてながら自由平等の日本を築き上げたい」と、当選の弁を語っている。しかし、戦後はじめての今回の総選挙の県内

の投票率は64.3%で、全国平均の72.08%に遠くおよばず全国最低であった。

## “選挙の月”の1947年4月 選挙と知事選の結果

一方、戦後わが国の地方政治レベルの選挙は1947（昭和22）年4月にはじまる。この翌5月からの日本国憲法と地方自治法の施行を前に、国内の統治体制の整備が目指される。このため4月5日に都・道長官と府県知事、それに市区町村長、20日に第1回参議院議員選挙、25日に第23回衆議院総選挙（臨時）、30日に都道府県議と市区町村議の両選挙が相次いで実施された。この4月は目白押しの“選挙の月”として、日本列島が選挙一色の空前の選挙ラッシュの観を呈した。

4月はじめと後半の2ラウンドにおよぶ全国いっせいの地方レベルの選挙が、統一地方選挙である。しかし、その後自治体首長や議員の死亡・辞職や解散、それに昭和と平成の大合併などで選挙日程がズレてきていまでは統一選挙ではなく、“同時期自治体選挙”の様相を示している。げんに2011年の場合、全地方選挙に占める割合の統一率は28.99%と3割に届かず、過去最低を更新した。そして、今回2011年の地方選は通算第17回目の自治体選挙を招いている。なお、1947年は亥年に当たっていたが亥年の場合、参議院選挙とのダブル選挙が以後繰り返されることになる。

戦前の場合、内務大臣が任命する主として内務省出身の高級官僚が知事ポストに就いた。そして政友会と憲政会（1927年6月以降立憲民政党）両党による政党の人脈が地方自治に優先して“党弊ノ害”が著しく、頻繁に知事更迭が繰り返された。従って千葉県内でも昭

和期22年間の官選千葉県知事は18名におよび、彼らの在任期間はきわめて短期間であった。さらに大正デモクラシーの地方自治運動の高揚とともに郡制・郡役所廃止にくわえて、自治体警察の要求と知事公選運動が全国的に叫ばれた。その象徴例が、1926（大正15）年7月に騒擾事件と化した長野県の知事官舎・県議会占領を招いた長野事件である。

戦後第1回の県知事選は1947年4月5日に実施され、川口為之助（日本自由党）、織田智（無所属、民主党推薦）、山口久太（日本社会党）他3名の計6名が立候補した。川口は戦前に旧政友会所属の県会議長の任にあったが、既に67歳で隠退していた。織田は元千葉県経済部長で、この年3月に山形県知事に就任したばかりであり、山口は佐原高等女学校長に就いていた。

投票結果は川口が198,408票、織田169,183票、山口99,244票などである。しかし川口の得票数は有効得票数の8分の3以上の得票数に達していなかったから、2位の織田との間で4月15日に決選投票が行われた。結果は川口284,321票、織田242,349票で、川口が千葉県初の公選知事に就いた。知事選の第1回目の投票率は59.8%で、決選投票のそれは48.2%にとどまっていた。なお、決選投票は全国で8県17市で実施された。そして知事・市長に女性の立候補はなく、村長に4名の女性が当選している。

## 衆参選挙と 県内議会選挙の概要

ここでは“選挙の月”の投票日の順序とは異なって、はじめに国政選挙結果を示しておく。

4月25日実施の第23回衆議院総選挙（臨時）は前年に行われた選挙とは異なって戦前の中選挙区・単記制に戻され、選挙運動の規制が強化された。この年の県人口は約211万人で、県内の選挙区は3分割されて1区（定数4、立候補16）、2区（定数4、立候補10）、3区（定数5、立候補18）である。

選挙結果は日本自由党8、民主党3、日本社会党1、無所属1の計13議席である。地盤、看板、鞆（かばん）の“3バン”が優位を占める中選挙区単記制の今回の選挙で先述した成島勇が大政翼賛会支部長の履歴が公職追放となり、夫の身代わりで立った1区の成島憲子（民主党、34,809票）が第1位当選を果たしているが、他に女性の当選者はいない。

他方、総選挙に先立って4月20日に第1回参議院選挙が実施された。

千葉地方区の場合定数4で、10名が立候補した。当選は小野哲（6年議員、無所属、144,967票、前千葉県知事）、山崎恒（6年議員、無所属、85,134票、千葉県農業会専務理事）、玉屋喜章（3年議員、日本自由党、53,840票、千葉合同無尽社長）、浅井一郎（3年議員、民主党、51,721票、君津郡大貫町長）である。なお、この参議院選の投票率は47.6%で全国最下位であり、女性のそれは37.1%にとどまっていた。

次いで4月30日投票の県議会議員選挙の場合、戦時特例の非常措置や戦後の再々の延長から県議の任期が延長されて、1940（昭和15）年1月の選挙以来、7年ぶりの選挙を招いた。今回は県内7市12郡の計19選挙区で定数60と増員され、178名が立候補した。ここでも、公職追放の影響があり前職4名、元職3名の立候補以外はすべて新人である。

結果は日本自由党27、民主党19、日本社会党7、国民協同党1、無所属6、計60議席となり、3名の女性候補はいずれも落選した。日本自由党と民主党で3分の2を超えていて、草の根保守陣営は依然として根強い。それでも知事与党となった日本自由党は第1党ながらも過半数に届かずに、川口県政の議会運営は多難をきわめる。

一方、知事選挙と同日の4月5日に市町村長選が実施された。

市町村長の場合、1926（大正15）年から43（昭和18）年までは当該議会の議員を除く候補者を議会の選挙で決めていて、43年以降市長は議会推薦者を内務大臣が任命し、町村長は議会選挙当選者の知事認可制となっていた。従って従来は任命認可制市町村長で住民の直接選挙ではなく、議員による間接選挙で市町村長など首長の選任権は議員に帰属していた。ようやく今回からはじめて住民が市町村長を直接に選出する公選法が知事選同様に採用されることになった。

しかし、ここでも公職追放の影響から県内市町村長への立候補者は乏しく、とくに郡部では低調なレベルにとどまり、そのうち町村長選では無投票当選が全体の半数弱の43%に達した。

そして県議会議員選挙と同時に実施された4月30日実施の市町村議選挙では旧来型選挙が圧倒的で地域・校区代表などとして推薦を得て、なかでも地元名望家である“ダンナ衆”が議員に就いて、依然として無所属という名の草の根保守派議員が多数派を占めていた。

これで知事の決選投票を含めて、千葉県内では都合5度におよぶ“選挙の月”の4月が終わった。

連載 ④  
数字で掴む  
自治体の姿

— 産業構造と市町村類型 —



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター副理事長  
法政大学法学部教授 宮崎 伸光

## ●産業構造

決算カードの上段中央部には、「産業構造」と書かれた欄があります。文字や数字がびっしりと並び、取っ付きにくい印象を醸し出している決算カードの中であって、ここは比較的ゆとりを持って数字が並んでいる感じを受けるかもしれません。ここには、過去2回分の国勢調査結果を基に、当該自治体の産業別就業者数とその構成比率が記されています。

「第1次」から「第3次」までの3分類がなされていますので、多くの方は、学校で習うコーリン・クラーク (Colin Grant Clark) の産業分類を思い起こすことでしょうか。第1次産業として農林漁業、製造業は第2次産業、そしてその他の流通・サービス業などを第3次産業とする分類です。大雑把に言えば、そのとおりです。

しかしながら実は、英国の経済学者であるクラークが『経済的進歩の諸条件』(The Conditions of Economic Progress, 1940, 1951, 1957) という著書で初めて示した産業分類は、今日よく用いられる日本標準産業分類とは少し異なるところがあります。人間が自然に直接働きかける産業を第1次産業とし、農林漁業がこれに含まれることは同じなのですが、たとえば、クラークが第1次産業に含めていた鉱業の扱いは違います。水産業の中でも水揚げされた魚介類を加工して製品が作られる場合には第2次産業に分類されますが、それと同様に、精錬の工程がある鉱業も現在では第2次産業に分類されます。他にも、クラークは電気・水道・ガスといった公益事業

を製造業や建設業などと共に第2次産業に入れていましたが、現在では公益事業はその他のサービス供給事業と共に第3次産業に分類されるなどの違いがあります。

クラークの産業分類は、単に初の試みであったことに意味があるばかりではありません。彼は、その分類を通じて、原料採取、加工、分配のそれぞれにステージを分けるとともに、経済が発展するとともに産業間の所得格差が生じることで、第1次産業から第2次産業へ、そして第3次産業へと労働力の移転が導かれるという「ペティ＝クラークの法則」を実証しました。そのことこそ彼の重要な業績といえます。もっとも、今日の目から見ますと、彼の分類は、第3次産業の範囲が広すぎるようにも見えます。そして、そこから情報産業を取り出し、第4次産業として位置づけた方が良いという見解もあるようです。ともあれ、クラーク自身は、それまでの世界各地に例を求めて自らの理論を構築しました。

すなわち、この就業構造の指標とその変化をみることから、当該自治体を取り巻く経済社会状況の変化にともなういわば「土地柄」の概要を把握することができます。

実際の決算カードの産業構造の欄には、「区分」として「第1次」「第2次」「第3次」と書かれた横に、過去2回分の国勢調査を示す題の下、ただ数字が2段ずつ並んでいるだけです。それぞれ上段が当該自治体の産業別就業者数、下段はその構成比率です。単位の記載すらありませんが、もちろん前者は[人]、後者はパーセント[%]です。なお、5年に1度の国勢調査の間に市町村の廃置分合など

の変化がある場合には、正しく比較ができるように調整された数値が記載されます。これらのデータの出所である『国勢調査報告書』を見ますと、産業別就業者数には「分類不能」という項目があります。実際にそこに数えられている就業者数は僅かな数に止まりますので、大勢に影響はありませんが、第1次・第2次・第3次のそれぞれに分類されている就業者の数を足し合わせても就業者総数にならないことには留意する必要があります。決算カードに記載されている構成比率は、この「分類不能」者を織り込んだ数値です。

## ●市町村類型

ここまで来て、ようやく決算カードの右上の端に位置する「市町村類型」に話を進めることができます。

一般に、特定の自治体の特徴を掴みたいと思うとき、あるいは何らかの課題を抱える自治体の関係者がその解決に向けて参考となる策を外に求めるとき、当該自治体に類似した自治体との比較を勧められることがままあります。しかし、何をもって類似した自治体といえるのでしょうか。その見極めは多くの場合に難題です。北海道から沖縄まで北東から南西に長い島の上のどこかに位置する自治体は、地勢や気候もさまざまですし、人口や面積も実に多様です。そうした環境や基礎条件が異なれば、当然その地に暮らす人々の生活様式も課題も変わってきます。そこで現実には、近隣に位置することや人口がほぼ同規模であることなど、必要に応じた特定の部分に

着眼して比較検討の対象となる自治体を選ばれることが多いと思われます。もちろん、それはそれで意味があります。しかし、なるべく多くに共通する客観的要素を基に自治体を類型化し得るならば、それは有益に違いありません。そこで工夫されたのが、この市町村類型です。

具体的には、市町村の中から、他とは同一に捉えることが難しい大都市、すなわち政令指定都市、中核市および特例市をまず取り出して別に扱います。政令指定都市とは、政令で指定する人口50万人以上の市（地方自治法第252条の19）のことで、中核市と特例市は、それぞれ人口が30万人以上と20万人以上の市で、やはり政令によって指定されます（同法第252条の22、第252条の26の3）。これらの指定を受けた大都市は、全国に政令指定都市が19市、中核市が40市、特例市が41市あります。

次に、都市と町村、すなわち市と町村を区別します。そして、人口と産業構造に係る数値を用いて分類します。

人口は、都市においては、Ⅰ) 5万人未満、Ⅱ) 5万人以上～10万人未満、Ⅲ) 10万人以上～15万人未満、Ⅳ) 15万人以上、の4分類に分けられます。また、町村においては、Ⅰ) 5千人未満、Ⅱ) 5千人以上～1万人未満、Ⅲ) 1万人以上～1万5千人未満、Ⅳ) 1万5千人以上～2万人未満、Ⅴ) 2万人以上、の5つに分けられます。

一方、産業構造の面からは、都市においては、0) 第2次産業と第3次産業の就業人口比率が95パーセント未満で、かつ第3次産業就業人口比率が55パーセント未満、1) 第2

次産業と第3次産業の就業人口比率が同じく95パーセント未満で、かつ第3次産業就業人口比率が55パーセント以上、2) 第2次産業と第3次産業の就業人口比率が95パーセント以上で、かつ第3次産業就業人口比率が65パーセント未満、3) 第2次産業と第3次産業の就業人口比率が95パーセント以上で、かつ第3次産業就業人口比率が65パーセント以上、の4分類に分けられます。また、町村においては、0) 第2次産業と第3次産業の就業人口比率が80パーセント未満、1) 第2次産業と第3次産業の就業人口比率が80パーセント以上で、かつ第3次産業就業人口比率が55パーセント未満、2) 第2次産業と第3次産業の就業人口比率が同じく80パーセント以上で、かつ第3次産業就業人口比率が55パーセント以上、の3つに分けられます。

これらの分類が、都市と町村のそれぞれにI-0、I-1といったようにヨコタテ組み合わされます。つまり、都市については4×4の16、町村については5×3の15のマスが分類に用意されることとなります。このそれぞれのマスの分類に大都市の分類が加わえられて市町村類型と呼ばれます。

同じ市町村類型に属する自治体相互には、一定の類似性が認められます。しかし、この類型区分自体が固定的なものではなく、社会の事情変化に応じて改訂されることにも留意する必要があります。ある市町村類型で平均的な位置にある自治体が、分類の区切り方を変えると新しい類型では異端となることも、また、その反対になることもあり得ます。つまり、どのような指標であれ、たとえば同じ

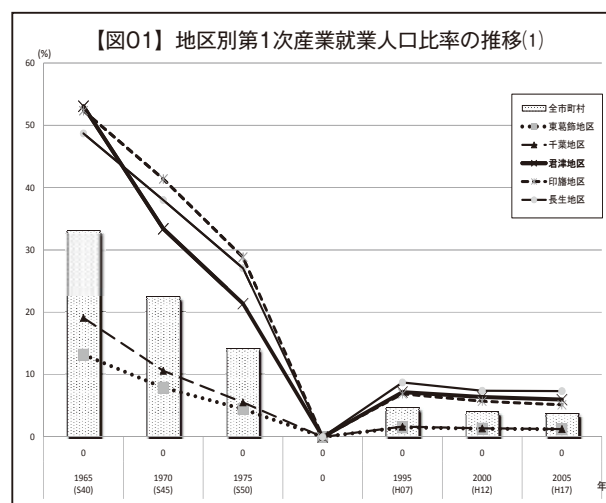
市町村類型における平均値を政策目標とすることには意味がありません。

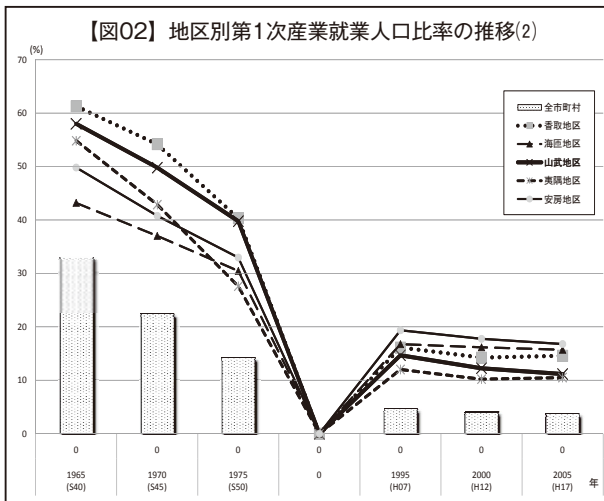
ともあれ、人口も産業構造も客観的な数値ですから、この市町村類型もまた当該自治体のイメージを掴むことに役立ちます。

## ●千葉県内市町村における第1次産業就業構造の変化

かつて千葉県は、巨大都市東京に隣接する首都圏に位置しながらも、農業・水産業の県として多く紹介されていました。そもそも「千葉」という県の名称は、自然環境とその恵みの豊かさに由来していると聞いたこともあります。一方、この連載においても、すでに巨大な都市化の波に大きく地域社会が変貌している様子を数字から掴んできました。就業構造の面からはどのような様相をみることができるでしょうか。

実は、クラークが産業構造を分類して最初に取り組んだ研究は、農業部門と非農業部門を分け、それぞれにおける所得の分配を分析することでした。ここでも第1次産業に着目し、その就業人口の変化を具体的にみてみましょう。





【図01】と【図02】は、2000（平成12）年を挟む10年間でそれに先立つこと30年前の1970（昭和45）年を挟む10年間に、農林漁業などの第1次産業に従事する人が就業者全体の中でどれだけの割合を占めていたか、また、その割合はどのように変化したかを比較しやすいように地区別にまとめたグラフです。2つのグラフに分けましたが、(1)は近年第1次産業就業人口比率が10パーセントに届かない地区、(2)はその割合が10パーセントよりは高い地区のそれぞれで、比較のために両者ともに県内の全市町村を1つにまとめたときの数値を合わせて棒グラフで示しました。

ここで、2000（平成12）年を挟む10年間のデータは各自治体の決算カードから、1970（昭和45）年を挟む10年間のデータは『国勢調査報告書』から、それぞれ拾いました。そこで、地区ごとに集計する際に2000（平成12）年を挟む10年間のデータについては「分類不能」が考慮されていません。したがって、厳密には完全に同じ条件の下での比較ではありませんが、その差は0.2パーセントの幅に届くことはまずありません。

まず(1)のグラフをみると、東葛飾地区

と千葉地区は、もともと1965（昭和40）年の国勢調査の段階で第1次産業に従事する人が2割に満たなかったところから10年で5パーセントにまで減少、1995（平成7）年には1パーセント代になっています。同じ1995（平成7）年にすでに10パーセントを大きく下回っていた君津地区、印旛地区、長生地区も、もともと1965（昭和40）年以降にその割合を急降下させていたこともわかります。この(1)のグラフで示した地域では、2000（平成12）年あたりには横ばい傾向になっています。

次に(2)のグラフをみると、2000（平成12）年によくかろうじて10パーセントを維持している夷隅地区は(1)のグラフでみた地区と同様の傾向を示していることがわかります。また、その他の地域も時期がやや遅れながらも似たような傾向にあります。かつて第1次産業に従事する人が就業者の6割前後を占めていた香取地区や山武地区においても、もはや10数パーセントですし、最も変化が緩やかな海匠地区においてさえ、1965（昭和40）年の段階から3分の1程度にまで減少していることが看取されます。そして、10パーセント代を維持しているこれらの地区では、横ばいというよりは、むしろ穏やかな減少傾向が今後も続いていくかのようにも見えます。

棒グラフで示した全市町村の傾向をみても、すでに昔日の面影がないのがはっきりと見えています。もちろんこの傾向は、農林漁業以外の要因、すなわち通勤者層が格段に増加したことの裏返しであることに違いはありません。ここでは、第2次産業と第3次産業の就業者人口の推移やその要因については分



析しませんが、あるいはペティ＝クラークの法則がここにも成立していることの証なのかもしれません。とはいえ、このグラフの背景には、かつての農業・水産業の県において、今日いかにして第1次産業を維持・発展させていくか、という大きな地域課題が潜んでいます。

## ●千葉県内における市町村類型

千葉県内には、現在3つの大都市、33の都市、18の町村があります。類似団体として同じ類型に属するものをまとめて示すと、【表01】【表02】【表03】のようになります。

【表01】類似団体分類（大都市類型）

大都市

|        |                |
|--------|----------------|
| 政令指定都市 | 千葉地区 千葉市       |
| 中核市    | 東葛地区 船橋市<br>柏市 |

【表02】類似団体分類（都市類型）

都市

|                   | 産業構造          |                                                                                                                             |               |                                                                |  |  |
|-------------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|----------------------------------------------------------------|--|--|
|                   | Ⅱ次+Ⅲ次 95%未満   |                                                                                                                             | Ⅱ次+Ⅲ次 95%以上   |                                                                |  |  |
|                   | Ⅲ次 55%未満<br>0 | Ⅲ次 55%以上<br>1                                                                                                               | Ⅲ次 65%未満<br>2 | Ⅲ次 65%以上<br>3                                                  |  |  |
| 人口                |               |                                                                                                                             |               |                                                                |  |  |
| 5万人未満 I           |               | 海匝地区 匝瑳市<br>夷隅地区 勝浦市<br>安房地区 いすみ市<br>鴨川市<br>南房総市                                                                            |               |                                                                |  |  |
| 5万人以上～10万人未満 II   | 海匝地区 旭市       | 君津地区 君津市<br>富津市<br>袖ヶ浦市<br>印旛地区 八街市<br>印西市<br>白井市<br>富里市<br>香取地区 香取市<br>海匝地区 銚子市<br>山武地区 東金市<br>山武市<br>長生地区 茂原市<br>安房地区 館山市 |               | 印旛地区 四街道市                                                      |  |  |
| 10万人以上～15万人未満 III |               | 君津地区 木更津市<br>印旛地区 成田市                                                                                                       |               | 東葛地区 我孫子市<br>鎌ヶ谷市                                              |  |  |
| 15万人以上 IV         |               | 東葛地区 野田市<br>千葉地区 市原市                                                                                                        |               | 東葛地区 市川市<br>松戸市<br>流山市<br>浦安市<br>千葉地区 習志野市<br>八千代市<br>印旛地区 佐倉市 |  |  |

\*人口および産業構造は2005（H17）年国勢調査による。

【表03】類似団体分類（町村類型）

町村

|    |               | 産業構造        |                      |               |                                                |
|----|---------------|-------------|----------------------|---------------|------------------------------------------------|
|    |               | Ⅱ次+Ⅲ次 80%未満 |                      | Ⅱ次+Ⅲ次 80%以上   |                                                |
|    |               | 0           |                      | Ⅲ次 55%未満<br>1 | Ⅲ次 55%以上<br>2                                  |
| 人口 | 5千人未満         | I           |                      |               |                                                |
|    | 5千人以上～1万人未満   | Ⅱ           | 山武地区 芝山町<br>安房地区 鋸南町 |               | 香取地区 神崎町<br>長生地区 睦沢町<br>長柄町<br>長南町<br>夷隅地区 御宿町 |
|    | 1万人以上～1万5千人未満 | Ⅲ           |                      |               | 長生地区 一宮町<br>長生村<br>白子町<br>夷隅地区 大多喜町            |
|    | 1万5千人以上～2万人未満 | Ⅳ           | 香取地区 多古町             | 香取地区 東庄町      | 山武地区 九十九里町                                     |
|    | 2万人以上         | V           |                      |               | 印旛地区 酒々井町<br>栄町<br>山武地区 大網白里町<br>横芝光町          |

\*人口および産業構造は2005（H17）年国勢調査による。

千葉市は、1992年（平成4）年4月1日に政令指定都市の指定を受けました。

船橋市と柏市は、それぞれ2003（平成15）年4月1日と2008（平成20）年4月1日に中核市の指定を受けています。

なお、松戸市と市川市は、中核市の指定を受ける人口要件を満たしており、市原市は特例市の人口要件を満たしています。しかしながら、これらの3市は政令による大都市の指定を求めています。

この後に【表04】～【表06】を載せます。

【表04】は、10地区区分それぞれの就業者総数とそのうちの第1次産業就業者数、ならびにその構成比です。1965（昭和40）年以降

1975（昭和50）年までの項は、各次の『国勢調査報告書』による数値で、1995（平成7）年以降の項は総務省がウェブサイト公開している各自治体の決算カードの数値に基づいています。【図01】と【図02】は、この表を基に作図しました。

【表05】は、【表04】のさらに基表です。各市町村それぞれの就業者総数とそのうちの第1次産業就業者数、ならびにその構成比を掲げました。

【表06】は、各自治体市町村類型の一覧です。【表01】～【表03】は、この表を基に類似団体のイメージが把握しやすいようにまとめ直したものですから、内容は全く同じものです。（続く）

【表04】 地区別第1次産業就業人口比率の推移

(人・%)

|       | 1965 (S40) |         |      | 1970 (S45) |         |      | 1975 (S50) |         |      | 1995 (H07) |         |      | 2000 (H12) |         |      | 2005 (H17) |         |      |
|-------|------------|---------|------|------------|---------|------|------------|---------|------|------------|---------|------|------------|---------|------|------------|---------|------|
|       | 就業者        | 1次産業    | 構成比  | 就業者        | 1次産業    | 構成比  | 就業者        | 1次産業    | 構成比  | 就業者        | 1次産業    | 構成比  | 就業者        | 1次産業    | 構成比  | 就業者        | 1次産業    | 構成比  |
| 市町村計  | 1,311,572  | 432,951 | 33.0 | 1,652,474  | 370,815 | 22.4 | 1,882,192  | 266,944 | 14.2 | 2,963,182  | 136,962 | 4.6  | 2,922,076  | 117,446 | 4.0  | 2,873,147  | 107,971 | 3.8  |
| 東葛飾地区 | 423,767    | 55,892  | 13.2 | 588,914    | 46,520  | 7.9  | 724,296    | 32,439  | 4.5  | 1,270,171  | 19,567  | 1.5  | 1,248,665  | 16,431  | 1.3  | 1,228,385  | 15,046  | 1.2  |
| 千葉地区  | 261,264    | 49,897  | 19.1 | 374,397    | 39,736  | 10.6 | 470,404    | 26,058  | 5.5  | 729,327    | 12,000  | 1.6  | 714,737    | 9,829   | 1.4  | 705,569    | 8,978   | 1.3  |
| 君津地区  | 91,987     | 48,788  | 53.0 | 121,336    | 40,516  | 33.4 | 123,685    | 26,461  | 21.4 | 168,415    | 12,115  | 7.2  | 162,160    | 10,394  | 6.4  | 156,205    | 9,355   | 6.0  |
| 印旛地区  | 108,229    | 56,659  | 52.4 | 124,210    | 51,396  | 41.4 | 138,400    | 39,911  | 28.8 | 315,016    | 21,780  | 6.9  | 329,510    | 18,867  | 5.7  | 334,124    | 17,207  | 5.1  |
| 香取地区  | 64,830     | 39,725  | 61.3 | 66,360     | 35,958  | 54.2 | 65,956     | 26,593  | 40.3 | 70,672     | 11,394  | 16.1 | 67,456     | 9,601   | 14.2 | 64,486     | 9,407   | 14.6 |
| 海匝地区  | 92,145     | 39,804  | 43.2 | 96,573     | 35,748  | 37.0 | 92,950     | 28,323  | 30.5 | 101,898    | 17,081  | 16.8 | 98,246     | 15,880  | 16.2 | 92,953     | 14,595  | 15.7 |
| 山武地区  | 76,567     | 44,417  | 58.0 | 79,973     | 39,832  | 49.8 | 77,475     | 30,798  | 39.8 | 104,766    | 15,364  | 14.7 | 107,640    | 13,179  | 12.2 | 106,969    | 11,934  | 11.2 |
| 長生地区  | 58,857     | 28,658  | 48.7 | 63,553     | 24,161  | 38.0 | 61,598     | 16,673  | 27.1 | 79,810     | 6,974   | 8.7  | 78,081     | 5,779   | 7.4  | 75,383     | 5,543   | 7.4  |
| 夷隅地区  | 47,688     | 26,148  | 54.8 | 47,998     | 20,587  | 42.9 | 43,042     | 11,871  | 27.6 | 42,661     | 5,126   | 12.0 | 40,041     | 4,075   | 10.2 | 38,127     | 4,003   | 10.5 |
| 安房地区  | 86,238     | 42,963  | 49.8 | 89,160     | 36,361  | 40.8 | 84,386     | 27,817  | 33.0 | 80,446     | 15,561  | 19.3 | 75,540     | 13,411  | 17.8 | 70,946     | 11,903  | 16.8 |

\*1995(H07)年以降の就業者および構成比の項は、総務省ウェブサイト公表された各自治体の決算カードの数値から算出しているため、分類不能とされる就業者が含まれていない。

【表05】 市町村第1次産業就業人口比率の推移

(人・%)

|       | 1965 (S40) |         |        | 1970 (S45) |         |        | 1975 (S50) |         |        | 1995 (H07) |         |       | 2000 (H12) |         |       | 2005 (H17) |         |       |      |
|-------|------------|---------|--------|------------|---------|--------|------------|---------|--------|------------|---------|-------|------------|---------|-------|------------|---------|-------|------|
|       | 就業者        | 1次産業    | 構成比    | 就業者        | 1次産業    | 構成比    | 就業者        | 1次産業    | 構成比    | 就業者        | 1次産業    | 構成比   | 就業者        | 1次産業    | 構成比   | 就業者        | 1次産業    | 構成比   |      |
| 東葛飾地区 | 市川市        | 99,159  | 6,414  | 6.5        | 125,456 | 4,906  | 3.9        | 145,703 | 3,145  | 2.2        | 237,673 | 1,937 | 0.8        | 232,985 | 1,646 | 0.7        | 226,323 | 1,550 | 0.7  |
|       | 船橋市        | 103,694 | 9,026  | 8.7        | 149,724 | 7,768  | 5.2        | 181,885 | 5,403  | 3.0        | 282,756 | 3,839 | 1.4        | 275,833 | 3,379 | 1.2        | 270,007 | 3,150 | 1.1  |
|       | 松戸市        | 73,417  | 6,641  | 9.0        | 117,663 | 5,471  | 4.6        | 149,457 | 3,896  | 2.6        | 238,482 | 2,836 | 1.2        | 228,010 | 2,236 | 0.9        | 223,254 | 2,100 | 0.9  |
|       | 野田市        | 30,462  | 7,246  | 23.8       | 35,017  | 5,967  | 17.0       | 36,239  | 3,946  | 10.9       | 60,069  | 1,693 | 2.8        | 58,790  | 1,386 | 2.3        | 73,646  | 2,259 | 3.0  |
|       | 関宿町        | 6,398   | 4,145  | 64.8       | 6,833   | 3,899  | 57.1       | 7,119   | 2,960  | 41.6       | 16,278  | 1,251 | 7.7        | 16,158  | 1,029 | 6.3        |         |       |      |
|       | 柏市         | 49,346  | 6,983  | 14.2       | 67,729  | 5,523  | 8.2        | 85,821  | 3,984  | 4.6        | 158,653 | 2,339 | 1.5        | 158,625 | 1,846 | 1.1        | 177,222 | 2,972 | 1.6  |
|       | 沼南町        | 8,599   | 3,803  | 44.2       | 9,953   | 3,340  | 33.6       | 11,118  | 2,783  | 25.0       | 23,290  | 1,604 | 6.9        | 23,328  | 1,401 | 5.9        |         |       |      |
|       | 流山市        |         |        |            | 25,261  | 2,990  | 11.8       | 34,378  | 2,094  | 6.1        | 72,101  | 1,342 | 1.8        | 72,250  | 1,113 | 1.5        | 71,545  | 912   | 1.2  |
|       | 流山町        | 17,882  | 3,626  | 20.3       |         |        |            |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
|       | 我孫子市       |         |        |            | 22,754  | 3,145  | 13.8       | 31,805  | 2,343  | 7.4        | 62,002  | 1,349 | 2.2        | 61,575  | 1,135 | 1.8        | 60,909  | 989   | 1.6  |
|       | 我孫子町       | 15,458  | 3,814  | 24.7       |         |        |            |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
|       | 鎌ヶ谷市       |         |        |            |         |        |            | 26,341  | 1,636  | 6.2        | 52,044  | 1,308 | 2.5        | 51,658  | 1,179 | 2.3        | 48,661  | 1,036 | 2.1  |
|       | 鎌ヶ谷町       | 11,301  | 2,259  | 20.0       | 18,308  | 1,966  | 10.7       |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
|       | 浦安市        |         |        |            |         |        |            |         |        |            | 66,823  | 69    | 0.1        | 69,453  | 81    | 0.1        | 76,818  | 78    | 0.1  |
| 浦安町   | 8,051      | 1,935   | 24.0   | 10,216     | 1,545   | 15.1   | 14,430     | 249     | 1.7    |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
| 千葉地区  | 千葉市        | 153,694 | 17,120 | 11.1       | 219,229 | 14,812 | 6.8        | 281,288 | 10,502 | 3.7        | 431,634 | 5,168 | 1.2        | 422,021 | 4,131 | 1.0        | 416,032 | 3,600 | 0.8  |
|       | 土気町        | 3,536   | 1,776  | 50.2       |         |        |            |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
|       | 習志野市       | 28,531  | 1,734  | 6.1        | 44,286  | 1,385  | 3.1        | 49,367  | 899    | 1.8        | 78,857  | 623   | 0.8        | 76,220  | 525   | 0.7        | 75,677  | 451   | 0.6  |
|       | 市原市        | 44,445  | 15,915 | 35.8       | 80,821  | 19,633 | 24.3       | 92,808  | 11,725 | 12.6       | 139,056 | 4,483 | 3.2        | 132,902 | 3,687 | 2.7        | 129,696 | 3,478 | 2.6  |
|       | 南総町        | 8,498   | 5,119  | 60.2       |         |        |            |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
|       | 加茂村        | 5,305   | 3,761  | 70.9       |         |        |            |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
|       | 八千代市       |         |        |            | 30,061  | 3,906  | 13.0       | 46,941  | 2,932  | 6.2        | 79,780  | 1,726 | 2.2        | 83,594  | 1,486 | 1.8        | 84,164  | 1,449 | 1.7  |
|       | 八千代町       | 17,255  | 4,472  | 25.9       |         |        |            |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
| 君津地区  | 木更津市       | 28,649  | 10,901 | 38.1       | 37,197  | 9,108  | 24.5       | 46,335  | 8,123  | 17.5       | 62,896  | 3,781 | 6.0        | 61,067  | 3,320 | 5.4        | 57,734  | 2,677 | 4.6  |
|       | 富来田町       | 3,647   | 2,347  | 64.4       | 3,692   | 2,012  | 54.5       |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
|       | 君津市        |         |        |            |         |        |            | 35,387  | 6,153  | 17.4       | 47,840  | 2,646 | 5.5        | 45,523  | 2,140 | 4.6        | 44,343  | 2,133 | 4.8  |
|       | 君津町        | 7,128   | 3,886  | 54.5       | 39,018  | 10,919 | 28.0       |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
|       | 小櫃村        | 3,597   | 2,353  | 65.4       |         |        |            |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
|       | 上総町        | 6,552   | 3,882  | 59.2       |         |        |            |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
|       | 小糸町        | 3,176   | 2,213  | 69.7       |         |        |            |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
|       | 清和村        | 2,304   | 1,450  | 62.9       |         |        |            |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
|       | 富津市        |         |        |            |         |        |            | 26,740  | 7,304  | 27.3       | 28,576  | 3,447 | 12.0       | 26,585  | 2,889 | 10.8       | 25,181  | 2,611 | 10.3 |
|       | 富津町        | 8,220   | 4,806  | 58.5       | 10,350  | 4,362  | 42.1       |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
|       | 大佐和町       | 6,943   | 2,936  | 42.3       | 7,770   | 2,400  | 30.9       |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
|       | 天羽町        | 9,005   | 5,088  | 56.5       | 9,487   | 4,139  | 43.6       |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
|       | 袖ヶ浦市       |         |        |            |         |        |            |         |        |            | 29,103  | 2,241 | 7.7        | 28,985  | 2,045 | 7.0        | 28,947  | 1,934 | 6.6  |
|       | 袖ヶ浦町       | 7,080   | 4,749  | 67.1       | 7,839   | 3,851  | 49.1       | 15,223  | 4,881  | 32.1       |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
| 平川町   | 5,686      | 4,177   | 73.5   | 5,983      | 3,725   | 62.3   |            |         |        |            |         |       |            |         |       |            |         |       |      |
| 印旛地区  | 成田市        | 21,746  | 9,342  | 43.0       | 22,734  | 7,969  | 35.1       | 24,725  | 5,387  | 21.8       | 47,562  | 2,104 | 4.4        | 49,193  | 1,746 | 3.5        | 61,093  | 3,742 | 6.0  |
|       | 下総町        | 3,770   | 2,495  | 66.2       | 3,723   | 2,019  | 54.2       | 3,422   | 1,082  | 31.6       | 4,340   | 529   | 12.2       | 4,164   | 470   | 11.3       |         |       |      |
|       | 大栄町        | 5,646   | 4,648  | 82.3       | 5,899   | 4,307  | 73.0       | 5,646   | 3,411  | 60.4       | 7,021   | 1,999 | 28.4       | 6,816   | 1,816 | 26.0       |         |       |      |



|      |       | 1965 (S40) |       |      | 1970 (S45) |       |      | 1975 (S50) |       |      | 1995 (H07) |       |      | 2000 (H12) |       |      | 2005 (H17) |       |      |
|------|-------|------------|-------|------|------------|-------|------|------------|-------|------|------------|-------|------|------------|-------|------|------------|-------|------|
|      |       | 就業者        | 1次産業  | 構成比  | 就業者        | 1次産業  | 構成比  | 就業者        | 1次産業  | 構成比  | 就業者        | 1次産業  | 構成比  | 就業者        | 1次産業  | 構成比  | 就業者        | 1次産業  | 構成比  |
| 安房地区 | 館山市   | 26,727     | 9,233 | 34.5 | 28,406     | 7,755 | 27.3 | 27,440     | 5,852 | 21.3 | 26,494     | 3,175 | 12.0 | 25,142     | 2,730 | 10.8 | 23,963     | 2,372 | 9.8  |
|      | 鴨川市   |            |       |      |            |       |      | 16,631     | 5,997 | 36.1 | 16,912     | 2,891 | 17.1 | 15,891     | 2,535 | 15.9 | 18,671     | 2,628 | 14.0 |
|      | 鴨川町   | 8,741      | 3,575 | 40.9 | 9,458      | 3,123 | 33.0 |            |       |      |            |       |      |            |       |      |            |       |      |
|      | 江見町   | 3,703      | 2,377 | 64.2 | 3,652      | 2,002 | 54.8 |            |       |      |            |       |      |            |       |      |            |       |      |
|      | 長狭町   | 4,212      | 2,937 | 69.7 | 4,270      | 2,563 | 60.0 |            |       |      |            |       |      |            |       |      |            |       |      |
|      | 天津小湊町 | 4,814      | 1,893 | 39.3 | 4,671      | 1,355 | 29.0 | 4,561      | 1,063 | 23.3 | 4,440      | 494   | 11.1 | 4,035      | 443   | 11.0 |            |       |      |
|      | 南房総市  |            |       |      |            |       |      |            |       |      |            |       |      |            |       |      | 23,348     | 5,838 |      |
|      | 富浦町   | 3,425      | 2,012 | 58.7 | 3,613      | 1,892 | 52.4 | 3,332      | 1,524 | 45.7 | 3,206      | 1,005 | 31.3 | 2,954      | 897   | 30.4 |            |       |      |
|      | 富山町   | 4,066      | 2,605 | 64.1 | 4,178      | 2,314 | 55.4 | 3,742      | 1,670 | 44.6 | 3,432      | 903   | 26.3 | 3,168      | 794   | 25.0 |            |       |      |
|      | 三芳村   | 2,999      | 2,325 | 77.5 | 3,021      | 2,077 | 68.8 | 2,721      | 1,535 | 56.4 | 2,449      | 873   | 35.6 | 2,448      | 771   | 31.1 |            |       |      |
|      | 白浜町   | 4,289      | 2,363 | 55.1 | 4,284      | 1,884 | 44.0 | 3,929      | 1,503 | 38.3 | 3,656      | 1,213 | 33.2 | 3,344      | 1,001 | 29.9 |            |       |      |
|      | 千倉町   | 8,254      | 4,705 | 57.0 | 8,302      | 3,556 | 42.8 | 7,859      | 2,681 | 34.1 | 7,304      | 1,454 | 19.9 | 6,777      | 1,091 | 16.1 |            |       |      |
|      | 丸山町   | 4,462      | 3,068 | 68.8 | 4,446      | 2,756 | 62.0 | 3,917      | 2,088 | 53.3 | 3,419      | 1,281 | 37.5 | 3,246      | 1,122 | 34.4 |            |       |      |
|      | 和田町   | 4,132      | 2,523 | 61.1 | 4,198      | 2,212 | 52.7 | 3,940      | 1,663 | 42.2 | 3,416      | 940   | 27.5 | 3,143      | 833   | 26.5 |            |       |      |
|      | 鋸南町   | 6,414      | 3,347 | 52.2 | 6,661      | 2,872 | 43.1 | 6,314      | 2,241 | 35.5 | 5,718      | 1,332 | 23.2 | 5,392      | 1,194 | 22.1 | 4,964      | 1,065 | 21.4 |

\* 1975 (S50) 年までの数値は各年次国勢調査報告書による。

\* 1995 (H07) 年以降の就業者の項は、総務省ウェブサイト公表された各自治体の決算カードの数値から算出しているため、分類不能とされる就業者が含まれていない。ただし、構成比の項は考慮にいれて算出されている。

【表06】各自治体市町村類型一覧

|       |        | 大都市 |     | 都市  |    | 町村 |       |      |       | 大都市 |    | 都市 |     | 町村 |    |   |
|-------|--------|-----|-----|-----|----|----|-------|------|-------|-----|----|----|-----|----|----|---|
|       |        | 人口  | 産業  | 人口  | 産業 | 人口 | 産業    |      |       | 人口  | 産業 | 人口 | 産業  | 人口 | 産業 |   |
| 東葛飾地区 | 市川市    |     |     | IV  | —  | 3  |       | 香取地区 | 神崎町   |     |    |    | II  | —  | 2  |   |
|       | 船橋市    | 中核市 |     |     |    |    |       |      | 多古町   |     |    |    |     | IV | —  | 0 |
|       | 松戸市    |     |     | IV  | —  | 3  |       |      | 東庄町   |     |    |    |     | IV | —  | 1 |
|       | 野田市    |     |     | IV  | —  | 1  |       | 海匠地区 | 銚子市   |     |    | II | —   | 1  |    |   |
|       | 柏市     | 中核市 |     |     |    |    |       |      | 旭市    |     |    | II | —   | 0  |    |   |
|       | 流山市    |     |     | IV  | —  | 3  |       |      | 匝瑳市   |     |    | I  | —   | 1  |    |   |
|       | 我孫子市   |     |     | III | —  | 3  |       | 山武地区 | 東金市   |     |    | II | —   | 1  |    |   |
|       | 鎌ヶ谷市   |     |     | III | —  | 3  |       |      | 山武市   |     |    | II | —   | 1  |    |   |
|       | 浦安市    |     |     | IV  | —  | 3  |       |      | 大網白里町 |     |    |    |     | V  | —  | 2 |
| 千葉市   | 政令指定都市 |     |     |     |    |    | 九十九里町 |      |       |     |    |    | IV  | —  | 2  |   |
| 習志野市  |        |     | IV  | —   | 3  |    | 芝山町   |      |       |     |    |    | II  | —  | 0  |   |
| 市原市   |        |     | IV  | —   | 1  |    | 横芝光町  |      |       |     |    | V  | —   | 2  |    |   |
| 八千代市  |        |     | IV  | —   | 3  |    | 長生地区  | 茂原市  |       |     | II | —  | 1   |    |    |   |
| 木更津市  |        |     | III | —   | 1  |    |       | 一宮町  |       |     |    |    | III | —  | 2  |   |
| 君津市   |        |     | II  | —   | 1  |    |       | 睦沢町  |       |     |    |    | II  | —  | 2  |   |
| 富津市   |        |     | II  | —   | 1  |    |       | 長生村  |       |     |    |    | III | —  | 2  |   |
| 袖ヶ浦市  |        |     | II  | —   | 1  |    |       | 白子町  |       |     |    |    | III | —  | 2  |   |
| 成田市   |        |     | III | —   | 1  |    |       | 長柄町  |       |     |    |    | II  | —  | 2  |   |
| 佐倉市   |        |     | IV  | —   | 3  |    | 長南町   |      |       |     |    | II | —   | 2  |    |   |
| 四街道市  |        |     | II  | —   | 3  |    | 夷隅地区  | 勝浦市  |       |     | I  | —  | 1   |    |    |   |
| 八街市   |        |     | II  | —   | 1  |    |       | いすみ市 |       |     | I  | —  | 1   |    |    |   |
| 印西市   |        |     | II  | —   | 1  |    |       | 大多喜町 |       |     |    |    | III | —  | 2  |   |
| 白井市   |        |     | II  | —   | 1  |    |       | 御宿町  |       |     |    |    | II  | —  | 2  |   |
| 富里市   |        |     | II  | —   | 1  |    | 安房地区  | 館山市  |       |     | II | —  | 1   |    |    |   |
| 酒々井町  |        |     |     |     |    |    |       | 鴨川市  |       |     | I  | —  | 1   |    |    |   |
| 栄町    |        |     |     |     |    |    |       | 南房総市 |       |     | I  | —  | 1   |    |    |   |
| 鋸南町   |        |     |     |     |    |    |       | 鋸南町  |       |     |    |    | II  | —  | 0  |   |

\* 人口および産業構造は2005 (H17) 年国勢調査による。

◆再びお詫びと訂正◆

前号で、印旛地区の富里市が富里村から富里町へと名称変更した時期を見落として作表したことについて、お詫びと訂正を申しあげ

ました。実は、同様の誤りがさらにあることに気づきました。長生地区の睦沢町は、1983 (昭和58) 年4月1日に睦沢村から睦沢町に名称を改めています。ここに改めてお詫びと

訂正を申しあげます。

また、連載期間が長くなるとその間にも諸事情が変わり得ることは予想していましたが、実際にそうした変化に対応できずにいた点にも気づきました。

印旛地区の印旛村と本埜村は、ともに2010（平成22）年3月23日に印西市に編入合併しました。そこで、今回から地区別表の記載位

#### ◆現存する町村の名称はいつからか◆

##### ■印旛地区

酒々井町

1889（明治22）年4月1日 町村制の施行により発足。

栄町

1955（昭和30）年12月1日 布鎌村、安食町が合併して発足。

##### ■香取地区

神崎町

1890（明治23）年3月12日 神崎村が町制を施行し、神崎町と改称。

多古町

1891（明治24）年6月29日 多古村が町制を施行し、多古町と改称。

東庄町

1955（昭和30）年7月20日 笹川町、神代村、橘村、東城村が合併して発足。

##### ■山武地区

大網白里町

1954（昭和29）年12月1日 大網町、白里町、増穂村が合併して発足。

九十九里町

1955（昭和30）年3月31日 片貝町、豊海町、鳴浜村の一部が合併して発足。

芝山町

1955（昭和30）年7月1日 二川村と千代田村が合併して発足。

横芝光町

2006（平成18）年3月27日 横芝町と光町が合併して発足。

置を変えるなど、所要の変更をいたしました。

他にも類似の誤りがあることを恐れ、県内に現存する町村について、現在の名称を得た時点を調べてみました。以下に、その結果を記しますが、廃置分合の沿革をたどることが目的ではありませんので、名称の変更を伴わない合併等についてはふれません。

##### ■長生地区

一宮町

1890（明治23）年10月27日 一宮本郷村が町制を施行し、一宮町と改称。

睦沢町

1983（昭和58）年4月1日 睦沢村が町制を施行し、睦沢町と改称。

長生村

1953（昭和28）年11月3日 一松村、八積村、高根村が合併して発足。

2010（平成22）年3月23日 印旛村と本埜村が印西市に編入され、唯一の村となる。

白子町

1955（昭和30）年2月11日 白潟町、関村、南白亀村が合併して発足。

長柄町

1955（昭和30）年4月29日 長柄村、日吉村、水上村の一部が合併して発足。

長南町

1955（昭和30）年2月11日 庁南町、西村、東村、豊栄村が合併して発足。

##### ■夷隅地区

大多喜町

1889（明治22）年4月1日 町村制の施行により発足。

御宿町

1914（大正3）年4月1日 御宿村が町制を施行し、御宿町と改称。

##### ■安房地区

鋸南町

1959（昭和34）年3月30日 勝山町と保田町が合併して発足。



我孫子市

人口 136,217人  
 (平成23年1月1日現在)  
 総面積 43.19km<sup>2</sup>  
 市の花 つつじ  
 市の木 けやき  
 市の鳥 オオバン

## 召ませ！白樺派のカレー

我孫子市役所 嶋田 繁

我孫子市は、南を手賀沼、北を利根川に挟まれた緑豊かなまちで、上野駅からJR常磐線で35分の距離にあります。我孫子<sup>あびこ</sup>という市名もそうですが、市内には岡発戸、日秀、中峠など難解な地名<sup>\*1</sup>があります。

我孫子には古代から人が住み、東葛地域最大の前方後円墳や平将門・源頼朝の伝説もあります。また大正時代には、作家の志賀直哉、武者小路実篤のほか、ジャーナリストの杉村<sup>そじんかん</sup>楚人冠、陶芸家のバーナード・リーチなど、白樺派の文人たちが移り住んだことで知られています。

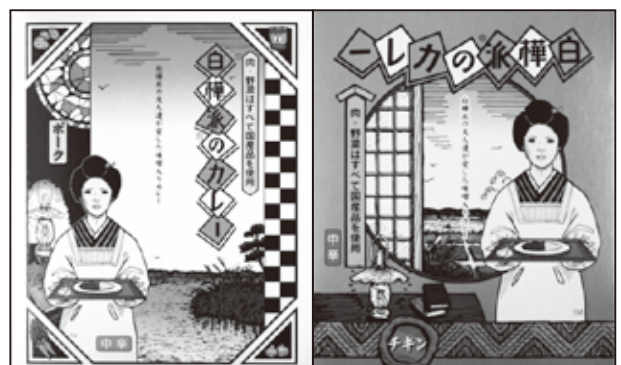
その白樺派の中心人物の一人である柳宗悦の妻、兼子が、バーナード・リーチの助言を受け、味噌を入れたカレーを作ったら美味しく出来た、という記録が兼子自身の随筆にあります。白樺派の文人たちにもふるまった事でしょう。4年前そのカレーが試行錯誤の末、再現されました。そしてそのカレーをまちの名物にしていこうと市民グループ「白樺派のカレー普及会」が結成され、現在は市内4店舗のレストランが会の趣旨に賛同して白樺派のカレーを提供しています。<sup>\*2</sup>

白樺派のカレーは、隠し味に味噌を使っていることがポイントですが、ほかにも①地産の野菜と米を使う、②肉も国産を使用する、③カレー粉は、日本に最初に紹介された

C & B純カレーを使う、といったルールがあります。なお、お土産としてはレトルトパックもあるほか、最近ではパイ生地で白樺派のカレーを包んだ「パスティ」も発売されています。

このほか市内には、白樺文学館や山階鳥類研究所、鳥の博物館もあります。また新四国八十八ヶ所相馬霊場の札所、国の登録有形文化財になった布佐地区の井上家住宅（相島芸術文化村として文化活動の場となっています）などがあり、まち歩きをするには、もってこいです。観光情報は、我孫子駅南口に昨年9月にオープンした観光案内所「アビシルベ」で入手できます。ちょっと時間ができた、という日にはぜひ一度、我孫子を訪れてみてください。

- ※1 地名の読みの正解は、左から「おかほつと」、「ひびり」、「なかびょう」です。
- ※2 問合せは白樺派のカレー普及会事務局  
 TEL 04-7181-7770（平日10～17時）、  
[shirakabaha@gmail.com](mailto:shirakabaha@gmail.com)へ



白樺派のカレー（レトルトパックの商品）



# パソコンプレックス解消大作戦と地域での世代間交流のきっかけづくり

特定非営利活動法人TRYWARP 代表理事 虎岩雅明

## コミュニケーションツールとしてのパソコン

国内では2000年に提唱された「e-Japan構想」以来、情報技術のことをITという言葉で頻繁に使われるようになった。2006年になると「u-Japan構想」が提唱され、ITという言葉に代わり、情報通信技術を意味するICTという言葉が一般的に使われるようになった。ITとはInformation Technology、ICTとはInformatiton and Communication Technologyを意味する。

これまで、ドキュメント作成などの様な、所謂ものづくりのためにパソコンが使われることがほとんどであったが、時代が進み、ものづくりだけでなく、コミュニケーションのツールとして使われる機会が急速に増えてきた。作業を代替する便利なツールから、人間同士の交流にパソコンが使われるようになったのである。これにより、パソコンは使わな



いと決め込んでいた人たちが、ICT機器を使わざるを得なくなってきた。こういった「使わざるを得ない」人々が急速に増える中で、ICT機器に苦手意識を持つ人はますます増大している。

## 地域の問題として地域で解決

パソコンに苦手意識を持つ人々は、パソコンを使って何かをやりたいという明確な目的があるというよりは、使わないといけないという切迫感からパソコンを使い始める場合が多い。一方でプロのインストラクターは、自分の高いスキルを活かして仕事をすることで生きがいを感じている場合が多い。しかし、これから爆発的に増えていくであろうパソコンに苦手意識を持つ人々は、スイッチの入れ方、クリックの練習といった基本的なところを親身丁寧に何度も繰り返し教えてもら





うことを望む。パソコンを利用しての就業を考えている場合であれば、プロのインストラクターに高額なレッスン料を支払うのはひとつの投資と考えることもできるが、家庭の中でパソコンを使うことで生活をより豊かにするために習い始めた人々にとって、プロのインストラクターに支払う高額なレッスン料を支払う動機はつくりづらい。また、プロのインストラクターにとって、パソコンの初歩の操作を親切丁寧に繰り返し教えることは、自分の高いスキルを十分に活かすことができず、その仕事になかなか生きがいを感じることができない場合が多い。自分の高いスキルを活かしてこそ、その仕事に生きがいを感じる場合が多いからである。最も良い解決策は、家族の中である程度使いこなしている人が親子で教えあう事であるが、忙しい中で親子げんかの火種になる可能性が非常に高い。そこで、我々は、地域の問題として地域の若者が解決できる全国的な仕組みづくりを目標とした活動を行っている。

## スキルアップではなく 苦手意識の解消

私たちの活動は、個々のスキルのレベルアップよりも、いつでも困ったときに助けてくれる状態をつくっていくことを第一の目標にしている。いつでも頼りになる存在になることである。スキルアップへの取り組みは、民間のパソコン教室や自治体のIT講習でこれまで数多くなされてきた。これによってスキルアップした人々が増えたおかげで、今のICT社会が前進し続けているのも間違いのない。

しかし、これらの取り組みだけでは、パソコンを生活の中に取り入れることにまだまだ不安を持っている人たち全員をフォローしきれていない。そこで、我々は、講習会だけでなく、講習会以外でもいつでも困ったときに相談できる「パソコン相談コーナー」や「個別レッスン」、家電量販店と一緒に買い物に行く「パソコン購入ツアー」、ご自宅まで直接伺う「出張サポート」など、トータルでパソコンに関するケアを行なっている。定期的に機関誌を発行することにより、パソコン生活をより豊かにする情報提供などにも取り組んでいる。ちなみに一番人気のパソコン講習は、半年間20回の参加で、全くパソコンに触ったことがなかった人が、友達にパソコンを使い始めたと自慢できる様になる「超入門コース」である。

## 世代間交流がもたらす 地域への愛着

私たちのパソコン教室の講師陣は千葉大の卒業生や現役の大学生が担当している。パソコン教室で、知り合ったこの関係は、まちを歩いていて「こんにちは」という挨拶を新た





に生むきっかけとなる。大学に入学して、一人暮らしをしながら大学に通う大学生にとって、地域で挨拶が交わされるのは、初めての体験でとても温かいものである。東京の企業に就職する学生が多い中で、卒業後もう一度このまちに帰ってみたいという気持ちは、世代間の関係が地域で築けたからこそ生まれた愛着によるものである。

一度会った関係を繋ぎ続けるために、地域SNS「あみっぴい」の運営も2006年に開始した。パソコン教室で知り合った生徒さん同士、生徒さんと先生の間には、教室を卒業してしまうとなかなか育むことが難しい。しかし、受講中に登録した「あみっぴい」を卒業後に覗いても同窓生や講師だった大学生の先生の顔ぶれを見つけることができる。書かれた日記などを見ると、今何をしているのかも垣間見ることができると、いつ西千葉に顔を出してくれるのかもわかったりする。「あみっぴい」のシステムは現在約4,000人の方が会員登録して西千葉ライフを楽しんでいる。地域でパソコンの初心者に応援する仕組みもこのサイト内にある。いま、全国から同じ仕組みを取り入れたいと期待され、多くの地域に導入する方法を模索している。

## 活動開始から各種受賞

2004年に設立して以来、7年の月日が経過した。インターネットが普及すると、マスメディアのような遠くの情報だけでなく、より身近な人々の情報をパソコンを使って収集するようになると思ったのが創業の経緯である。身近な人々の情報を入手するのにパソコンが必要になると、より多くの人を使うようになり、パソコンが苦手なことが生活の豊かさを欠く心配もある。そこで、苦手意識の解消の取り組みを目標とした活動として始めたのである。「あみっぴい」の運営を含めたこの活動は、日経地域情報化大賞や経済産業省のソーシャルビジネス55選にも選ばれた。デジタル化が急速に普及する中で、ICTを用いて人と人とのつながりを含めたあらゆるアナログ的な要素を引き立たせることが可能になってきた。苦手意識をケアすることで、デジタル化の弊害となる人々をできるだけ減らしていく一方で、まちへの愛着、ひとへの愛着づくりの一役を担いたい。

|            |         |
|------------|---------|
| 受講生のべ      | 22,006名 |
| 西千葉以外受講生のべ | 783名    |
| 講習会開催      | 2,377回  |
| 西千葉以外講習会開催 | 60回     |
| サポート出動     | 2,658回  |
| 相談会利用者     | 2,054名  |
| 購入ツアー開催    | 233名    |
| 登録スタッフ     | 120名    |



## 市役所の窓口最前線から

事務局長 高橋 秀雄



市職員として38年勤め上げたあと、自治研センターの事務局に入る前の1年間、区役所の窓口で相談員として働きました。毎日、現代の世相を反映するような光景にいくつも立ち会うことができました。その経験を紹介することにします。

毎日、朝9時30分になると、区役所に出勤するように、缶コーヒー1本持って、登庁するお年寄りがいました。行動パターンは毎日同じで、テレビのハイビジョン放送に見入って1日を過ごします。誰と話しをするでもなく、トイレに行く時間以外は待合所のベンチから動くこともなく、そして、決まって4時半になると姿を消します。家庭に居場所がないのか、地域に集う場所もないのか、その人生を想像することもできませんが、家庭や地域にやすらぎの場所があればとつくづく感じました。さらに、無料定額宿泊所の職員らしき男性が毎日のように、3～4人の生活保護受給予定者を引率して、福祉事務所に入っていきます。男性は3～4人の面談が終わるのを外で待ち、また、引き連れて帰っていきます。どこから連れてくるのか分かりませんが毎日の光景です。生活保護の件数が最大の伸びを見せているとの報道もありますが、この現状を見れば、うなずける数字です。さらに、外国人登録や福祉の相談に訪れる外国人で国

際色豊かな毎日が区役所の現場で繰り返されます。

### 困りごと家事相談から

さて、本業の相談業務です。家庭内の困りごと、心配ごとを受ける家事相談を担当していました。まず、どんな内容が多いかですが、離婚、親子関係、相続、生活貧窮、近隣トラブル、遺産相続、こころの病、等々考え付く現代の困りごと、心配ごとを持った人が毎日相談に訪れます。どの人も「相談する、身近な人がいない」、「独りで悩んでいる」のです。いくつか、特徴的な相談事例を挙げてみましょう。親子関係では、「リストラに遭った息子が引きこもりになり、家から出なくなった。いくら説得しても、家から出ようとせず、まして、仕事をみつけに、ハローワークにはいく素振りも見せない。」と年金生活の70代の父親は、息子のことを考えると夜も眠れないといいます。この、父親は厳しかったサラリーマンとしての現役の時代を終えて、悠々自適の老後をおくるはずが、息子に年金から生活費を援助することになっているとのことでした。励ましの言葉もありません。当面の支援策を伝えた後、せめて、自分の趣味や楽しいことを考え人生を送ってくださいとの言

葉をかけましたが、「自分の悩みを聞いてもらって少し気分がらくになった」と御礼を言われて帰られました。

また、若い女性でしたが、自分に何でも母親が干渉し、居場所が無いとの相談もありました。子供のころから、口やかましい親に閉口し、それがトラウマになっているとのこと。なぜ家から出て自活しないのかとの問いに自信がなさそうに答えるのみで、今まで、誰にも相談できず初めて自分の気持ちを話すことができたこと、少し、明るい顔になって帰っていきました。親子の関係が非常に難しくなっているとの印象をもちました。

離婚相談も数多くありますが、身につまされた例では、「定年で仕事を終え、ほっとして家にいると、妻、娘からうっとおしいといわれて家に居づらい」との相談には同情を禁じませんでした。日本の高度成長時代を担ったおとうさんが、妻に棄てられ、子に棄てられる苦難の時代が今、起ころうとしています。

## 近隣のトラブル、クレーマー

また、近隣トラブルの相談も多く、昔なら、近所づきあいの仲で解決する事案が大きなトラブルになり、お互いの会話がまったく無く、行政に相談する事例が後を絶ちません。マンションの上階の音、駐車場の迷惑、盆踊りの太鼓の音、朝の鳥の鳴き声まで、ありとあらゆる問題がストレスになり、我慢できなくなり、行政に苦情として持ち込んできます。地域の人間関係が崩壊しているのでしょう。

相談を担当して感じたのは、いま、地域と家庭の絆が失われており、従業員にリストラを強いる企業も多く、市民が漂流しており、さらに「こころの病」が増えている印象を強く持ちました。

また、行政の窓口で些細なことを理由にして突然大声で怒鳴りだし、クレームをつける市民が増えており、市の職員が口ごたえせず、黙って話しを聞いているのを楽しみかのように、益々増長しリピーターとなるマニアックな市民さえいます。これらの、「攻撃」に耐え切れなくなり、「こころの病」になる職員も数多くみられます。

窓口にはいた経験を並べて書いてみました。いずれにしても、雇用が奪われ働く場所がない人が町にあふれ、家庭や地域の人間関係さえ壊れている現代に、いま「人にやさしい政治」を実行する強力なリーダーシップが求められています。





# 紹介・スクラップブック 「千葉県地方自治関係記事」

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター  
理事長 井下田 猛

## □県内外の動向を集約・凝縮して発信しているスクラップブック

当千葉県自治研センター研究員で元千葉市立図書館長の鶴岡美宏氏の努力により、「地方自治関係記事」の新聞記事の切り抜きが精力的にすすめられている。県内各紙から日々発信される膨大かつ多岐にわたる本県内外の自治体動向は時系列的に集約・収録されて、スクラップブックが既に3分冊にまとめられている。

当センターの会員さらに読者の皆さんには本スクラップブックの“現物にあたる”ことを期待したいが、本県と県内自治体特有の問題点と課題の所在に迫る観点から3分冊に見られる県内外の動向を要約・摘記して、紹介することにしよう。

## □平成の大合併に幕から自治体クラウドの提案などまで目白押しの自治体情報

第1分冊（10年3月28日～5月31日分の収録、以下、月日と新聞の呼称は割愛）は「平成の大合併 31日に幕」（『毎日』3.29）からはじまる。ここでは「99年以降市町村が半減し効率化、地域衰退と功罪残し」と全国動向を要約している。次いで「北総線「市負担分」を削除」（『千葉』3.30）と北総鉄道の高額運賃値下げ支援補助金を巡る白井市議会の意向を伝えている。なお、これについてはふじしろ政夫「北総鉄道運賃値下げと地方自治」（本誌第3号所収参照）に詳しい。そして「政調費返還求め勧告 千葉市監査委員 14市議 493万円」（『朝日』3.30）、「市川 市議の費用弁償廃止」（『読売』3.30）などが続く。

さらに「地域主権戦略会議に回答 権限移譲に省庁抵抗」（『日経』4.1）、「政令指



千葉県自治研センター  
研究員 鶴岡美宏氏

定都市、続々誕生なぜ？」（『朝日』4.2）、「市川市の職員採用 年齢、学歴一部問います」（『毎日』4.3）が登場し、議会改革の一環として千葉市に採用されることになった「所信表明」など導入検討 議長選見直し 本格議論へ」（『千葉』4.15）が伝えられている。さらに「子ども手当で市 6月11日支給スタート」（『千葉』4.23）、「信頼ある病院づくりを 銚子市立病院が再開」（『千葉』5.2）、「自治体も人柄・思考力重視、知識より意欲／面接や「記述式」増やす」（『日経』5.7）、「船橋市 提訴で滞納回収へ 市営住宅使用料など債権52種類」（『毎日』5.11）、「地域主権改革って何？ 市町村に権限を集約 出先機関廃止に抵抗も」（『毎日』5.13）などが記載されている。

一方、「首長VS.議会 住民の支持を競い合え」（『朝日』5.13）は発信力のある首長と議会との激突と関連する社説だが、以後同様な記事が繰り返される。「区役所分権」第1号 地域の課題解決を応援 〈千葉〉中央区、活動費20万円まで補助」（『千葉』5.17）、「インフラ整備やる」道路やトイレ医療費無料は中3まで 森田知事インタビュー」（『毎日』5.21）が示されている。「自治体クラウドって何？ 9都県市会議で千葉市長提案」（『千葉』5.22）は、巨大コンピューターに任せることでサーバーの運用・管理費が共同利用から削減される新技術の導入策が提起されている。そして「高校無償化「減免率」一律適用 国の交付金、減額も 県や千葉市などで」（『朝日』5.24）、「県不正経理 16外郭団体 7653万円」（『毎日』5.29）が見られる。



## □千葉市の立候補制議長選から参議院選、ハツ場ダム負担金留保などの第2分冊

第2分冊(6.1~7.30)冒頭は「千葉市議08年度政調費支出 目的外使用408万円 監査委員 市長に返還請求勧告」(『毎日』6.1)であり、「匝瑳市で「市長と語る会」まちづくりへ届け市民の声」(『千葉』6.3)、次いで千葉市の「「信頼される議会」訴え初の立候補制議長選」(『千葉』6.11)、「熊谷千葉市政1年」上・中・下(『朝日』6.12~14)、「参院選2010臨戦」1~6(『読売』6.15~22)が続く。「「料金見直し」に集中 6月千葉市議会議案質疑」(『千葉』6.15)、「27市民活動の支援決定 船橋市」(『千葉』6.21)、「大幅カットに地方悲鳴 公共事業参院選2010」(『読売』6.21)、「「大阪都」構想提唱 橋下知事「二重行政解消を」」(『日経』6.21)、「参院選 地域主権改革 やはり「一丁目一番地」だ」(『毎日』社説6.26)、「看護師確保に奨学金 南房総市で来月にも導入」(『千葉』6.24)、「白井市議会 再び負担金削除 北総線値下げ問題」(『千葉』6.30)などが記述されている。

7月に入ると「市立病院移転の白紙強調 本郷谷・松戸市長初登庁 議員定数減も表明」(『読売』7.6)、「苦悩する健康保険」上・下(『日経』7.7~8)、「参院選 菅民主大敗 厳しい試練が始まった」(『毎日』社説7.12)、「かすむ地域主権改革 自治体覚悟問われる」(『日経』7.13)、「さらに「医師“卵”から確保 首都圏の病院でも不足深刻」(『日経』7.14)、「国保、被用者保険に再編 後期高齢者医療 厚労省案現役と別会計」(『読売』7.18)、「サラリーマンの妻国民年金 45万人実態とズレ」(『毎日』7.20)、「副市長ら8人、辞職願 松戸市長週内にも受理判断」(『朝日』7.21)と続く。

次いで「ツイッターで市民と対話会 熊谷千葉市長 来月10日、「財政」テーマに」(『千

葉』7.23)、「県内6市町、交付団体転落」(『読売』7.24)、「迫られる自治体クラウド 非効率の切り札か 千葉で研究会外部に行政データ、共同利用」(『読売』7.24)、「高齢者医療 見直すなら、ていねいに」(『朝日』社説7.26)、「老いる都市 介護保険10年の現場①~④」(『日経』7.27~30)、「ハツ場負担金6都県留保 早期検証政府に圧力」(『朝日』7.28)、「手話で「遠隔手続き・相談」可能に 市原市役所 テレビ電話で接続 南総支所」(『朝日』7.29)などが収録されている。

## □所在確認問題、事業仕分け、公契約条例で工事発注、北総線負担問題などから個性派首長と議会の対立まで

第3分冊(8.1~10.6)の場合、「老朽施設対策協議会 習志野市 専門家の知恵でコスト削減」(『毎日』8.2)、「所在確認 行政に限界 100歳超不明18人」(『毎日』8.4)他などの報道が繰り返されている。「「いざという時支援員派遣 船橋市、県内初の試み」(『千葉』8.14)、「人件費抑制へ多角的議論を 公務員給与勧告」(『読売』社説8.14)、「四街道市も事業仕分け」(『日経』8.17)、「「ねじれでどうする」地域主権改革 「骨抜き」監視する好機だ」(『毎日』社説8.19)、「県境越えて観光振興 「銚子市」など利根川下流連携で舟の旅」(『日経』8.19)、「75歳以上と現役 同じ保険 高齢者医療制度骨格」(『朝日』8.21)、「幕張新都心 未利用地の分譲 来月再開 県、千葉市と活用方針」(『日経』8.21)、「我孫子市 ペット霊園規制条例案」(『読売』8.25)、「県の損失総額は60億円に かずさアカデミアパーク再生計画案」(『千葉』8.26)、「首長VS.議会 先鋭化 リストラ手法巡り溝」(『日経』8.26)、「千葉市 歳入・歳出9.2%増 昨年度決算 市税収入は3.3%減」(『日経』

8.26)、「75歳以上宅に火災警報器 栄町500世帯分、公費設置へ」、「大網白里町が環境都市宣言」(ともに『千葉』8.27)、「2事業を「廃止」に 流山で公開9件仕分け」、「圏央道と地域発展 首長討論 茂原市役所で沿線7自治体が参加」(ともに『朝日』8.29)が示されている。

次いで09年9月に公共事業に最低賃金支払いを義務付けた全国初の野田市の公契約条例と関連して、「官製ワーキングプア」解消目指し 初めて工事発注 野田市、公契約条例で(『毎日』8.31)が登場する。なお、これに関連して「国が動かないなら地方から変える! 野田市公契約条例2/26に業務委託入札を実施」(本誌創刊号所収)を参照されたい。そして「何としても予算化を」北総線負担巡り白井市長(『日経』8.31)、「市民団体と行政協働で課題克服 浦安市きょうから事業募集」(『千葉』9.1)、「千葉市土地公社解散へ 12月議会に提案 外郭団体見直しの一環」(『読売』9.3)、「政務調査費でパソコン、エアコン…県議の領収書公開」(『読売』9.5)、「市民協働の推進拠点 四街道、みんなで地域づくりセンター開設」、「公益活動立ち上げ支援 白井市が新補助金制度」(ともに『千葉』9.6)が記載されている。

「市債残高、初の減少 区長の人事権「検討」9月千葉市議会・代表質疑」(『千葉』9.7)、「工業団地に病院 進出企業「反発」 東金と九十九里町の地域医療センター」(『朝日』9.7)、「市長肝いりポスト待遇「異議あり」松戸市政策推進研究室長 市議会で質問が集中」(『読売』9.8)、「千葉市議の資産一覧」(『千葉』9.9)、「市、補助金見直し公開ヒアリング 「高原千葉村給食」など5件 過半数評価「廃止すべき」」(『千葉』9.10)、「港のにぎわい創出始動 千葉市、水上バスなど実験」(『日経』9.15)が摘記されている。

さらに「高架下2カ所に保育所 待機児童

対策で船橋市 駅近く、送り迎えに便利」(『千葉』9.18)、「国保保険料 上限上げ 来年度2~4万円 中所得層は負担減 厚労省方針」(『日経』9.20)、「公務員制度改革の論点④、⑤」(『日経』9.20~21)、「勤務評定 全面開示 公立校教員5人 県教委決定 県審議会の答申で」(『毎日』9.23)、「7事業に「不要」判定 四街道市で事業仕分け」(『千葉』9.27)、「「後期高齢者」廃止し新制度へ 高齢者医療、運営は市? 県?」(『日経』9.27)、「一括交付金化 公共事業で 片山善博総務相」(『毎日』9.28)、「国保、都道府県単位に再編 「後期高齢者」廃止後の13年度以降 厚労省方針」(『日経』9.28)、「健全化の陰 泣く住民 自治体財政 町営浴場を廃止・へき地保育所閉鎖 低下する住民サービス」(『読売』9.29)、「北総線補助金 白井市が支出へ 議会空転、市長専決で」(『毎日』9.30)、「子育て支援「みらいカード」 市内109店舗でサービス 松戸市が交付スタート 各種証明書もコンビニ取得」(『千葉』10.2)、「高齢者、介護サポーターに 柏市、ボランティア活用新制度 話し相手や清掃福祉施設で支援」(『日経』10.5)、「市施設整備で住民投票を 八千代、条例求める 必要数超える署名提出」(『読売』10.5)、「交付税見直し・地方債自由化…片山改革道険しく 期待先行・後ろ盾に弱さ」(『日経』10.5)、「そして本稿最後の名古屋・河村市長、大阪・橋下知事、阿久根・竹原市長の動向を伝えるに当たって「個性派首長 悩む記者」(『朝日』10.6)が報道する側の声を率直

かつ直截に  
語って  
いる。







## 第7回千葉県地方自治研究集会に 参加して

佐倉市 宮内 健さん

新しい公共の何が新しいのか、何ができるのか、興味を持って講演を聴かせていただきました。最初に、印象に残ったのが「協働」という言葉です。

住民サービスを担うのは行政のみではない民間セクターと「協働」し新しい公共空間を形成する…

私は、建設会社に席を置き、公共施設の建設やPFI事業に携わってまいりました。

建設行為が私的営利活動であっても、完成した道路や橋、空港は公共空間となります。

市場経済の流れは、すでに公共サービスに繋がっていることとなります。はたして、「新しい公共」の新しいとは何なのでしょう。私の住む地区では、全区民が参加して道路普請、お寺の草刈が毎年実施されています。

地区の歴史から江戸時代には、すでにその形があったと考えられています。

おかみからの強制的なものだったと考えられますが、時代を超えて今に残った背景は何なのか、興味深く思っています。

まさか、今のおかみがこれを目指すとは思いませんが、都市部の住民の相互協力を生み出すことは、大変なことだと思います。

住民参加の奥には、自分たちが使う道路、自分たちのお寺、と思う気持ちが有ります。

なぜ今、国の命による権限移譲が地方になされるのか、地方自治法改正の狙いは何なのか、受ける地方の力も見えません。



鳩山前総理の「いのちを守りたい」で発信された「新しい公共」は、地方財政の下支え、行政力のレベルアップを前提として、そこに住む住民の協力の気持ちがあれば、本来の目的には届かないと感じました。

今回の講演は、一般市民として公共サービスを提供する側にどう立つのか、どんな仕組みになるのか、大変興味深いものでした。



# 今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。  
下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年4月以降分について、千葉県の地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

| 入手資料                                 | 著者    | 発行元            | 種類  | 日付         |
|--------------------------------------|-------|----------------|-----|------------|
| 地方自治京都フォーラム こんにちは京都府知事               |       | 京都地方自治総合研究所    | 情報誌 | 2010.10. 1 |
| 豊かな汽水環境を守るために                        |       | 自治労島根県本部       | 報告書 | 2010.10. 5 |
| 直売所の多角的機能について考えるシンポジウム               |       | 高知県自治研究センター    | 報告書 | 2010.10. 5 |
| 北海道自治研究8月 社会的ジレンマのもとでの参院選挙           | 宮本 太郎 | 北海道地方自治研究所     | 情報誌 | 2010.10. 5 |
| 北海道自治研究9月 500号記念論文                   |       | 北海道地方自治研究所     | 情報誌 | 2010.10. 5 |
| 地域経済・産業プロジェクト報告書                     |       | 鹿児島県地方自治研究所    | 報告書 | 2010.10. 5 |
| 「信頼社会」sizuoka発suggestion             | 井手 英策 | 静岡県職員組合        | 報告書 | 2010.10. 5 |
| 信州自治研 7月号 集落再生の論理と運動                 | 中嶋 信  | 長野県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2010.10. 5 |
| 信州自治研 8月号 農村と都市の共生                   | 大森 弥  | 長野県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2010.10. 5 |
| 自治研ぎふ96号 岐阜県市町村の自治体財政                |       | 岐阜県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2010.10. 5 |
| 自治研なら98号 障害児と学校教育                    |       | 奈良県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2010.10. 5 |
| かながわ自治研月報 格差社会と自治体のあり方               |       | 神奈川県地方自治研究センター | 情報誌 | 2010.10. 5 |
| とうきょうの自治 まちづくりと地方分権                  |       | 東京自治研究センター     | 情報誌 | 2010.10. 5 |
| 2010年横須賀市市政白書                        |       | 横須賀地方自治研究センター  | 報告書 | 2010.10. 5 |
| 月刊自治研10月号 議会と市民をつなぐ                  |       | 自治研中央推進委員会     | 情報誌 | 2010.10.12 |
| 埼玉自治研 老いを守る介護保険制度へ                   |       | 埼玉県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2010.10.13 |
| 信州自治研 9月号 地方自治体の側から安全保障を考える          |       | 長野県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2010.10.13 |
| 福島町の議会改革                             | 溝部 幸喜 | 公人の友社          | 報告書 | 2010.10.18 |
| 循環型社会における廃棄物処理システムの展望                |       | 大阪自治センター       | 報告書 | 2010.10.18 |
| 第47回佐賀地方自治研究集会                       |       | 佐賀県地方自治研究集会実行委 | 報告書 | 2010.10.18 |
| 自治研さが 環境問題の過去・現在・未来                  |       | 佐賀県地方自治問題研究所   | 情報誌 | 2010.10.18 |
| 地方自治ふくおか 新政権と自治体                     |       | 福岡県地方自治研究所     | 情報誌 | 2010.10.18 |
| 自治総研10月号 一括交付金の検証                    |       | 地方自治総合研究所      | 情報誌 | 2010.10.26 |
| THA NEXT・SHIGA                       |       | 滋賀地方自治研究センター   | 情報誌 | 2010.10.28 |
| かながわ自治研月報10月 飛鳥田市長の6大事業のまちづくりの立案過程   |       | 神奈川県地方自治研究センター | 情報誌 | 2010.10.28 |
| みやぎ研究所だより 小さな自治体がなぜいままちづくり憲法制定なのか    |       | 宮崎県地方自治問題研究所   | 情報誌 | 2010.10.28 |
| 自治研とやま7月 射水市のバイオマスの取り組み              |       | 富山県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2010.10.28 |
| 逐条研究地方自治法                            | 佐藤 英善 | 地方自治総合研究所      | 法規集 | 2010.11. 4 |
| 2010京都自治研集会報告書                       |       | 自治労京都負本部       | 報告書 | 2010.11.10 |
| 信州自治研 10月号 地域主権改革と自治体経営              |       | 長野県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2010.11.10 |
| 自治権いばらき100                           |       | 茨城県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2010.11.10 |
| 自然災害対策レポート・提言                        |       | 兵庫県地方自治研究センター  | 報告書 | 2010.11.10 |
| 北海道自治研究10月 地域主権改革シンポジウム              |       | 北海道地方自治研究所     | 情報誌 | 2010.11.10 |
| ぐんま自治研ニュース 高齢者介護の現状                  |       | 群馬県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2010.11.10 |
| 市政研究 10月号 橋下大阪府政を考える                 |       | 大阪市政調査会        | 情報誌 | 2010.11.10 |
| 中野区の財政分析                             |       | 東京自治研究センター     | 報告書 | 2010.11.10 |
| とうきょうの自治 あらためて新しい公共を考える              |       | 東京自治研究センター     | 情報誌 | 2010.11.10 |
| 月刊自治研10月号 働きながら育てたい                  |       | 自治研中央推進委員会     | 情報誌 | 2010.11.11 |
| 自治研やまぐち 周南市事業仕分け実践ルポ                 |       | 山口県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2010.11.11 |
| 福祉のお金 「公」にかかるお金と「あなた」の年金             | 結城 康博 | ぎょうせい          | 単行本 | 2010.11.18 |
| 自治総研11月号 補助金の一括交付金化                  |       | 地方自治総合研究所      | 情報誌 | 2010.11.24 |
| 自治研なら NPOが支え合いの地域社会 98号              |       | 奈良県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2010.12. 1 |
| 自治研ぎふ97号 長良川河口堰をめぐる利水構造の実態とゲートの開放    |       | 岐阜県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2010.12. 1 |
| 自治研究ふくしま 地方議員活動の考察                   |       | 福島県地方自治研究所     | 情報誌 | 2010.12. 1 |
| 自治研究ふくしま 指定管理者制度の報告                  |       | 福島県地方自治研究所     | 情報誌 | 2010.12. 1 |
| 北海道自治研究11月 地域主権時代における条例制定権拡大のあり方について |       | 北海道地方自治研究所     | 情報誌 | 2010.12. 1 |
| かながわ自治研月報 2010年参議院選挙特集               | 上林 得郎 | 神奈川県地方自治研究センター | 情報誌 | 2010.12. 1 |
| 公契約条例入門                              | 小畑 精武 | 旬報社            | 単行本 | 2010.12. 7 |
| 自治研かごしま 介護労働者の現状と課題                  |       | 鹿児島県地方自治研究所    | 情報誌 | 2010.12. 7 |
| 自治研あいち わがまちの財政分析 常滑市                 |       | 愛知地方自治研究センター   | 情報誌 | 2010.12. 7 |
| 信州自治研 11月号 都市と農村を結ぶ                  |       | 長野県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2010.12. 7 |
| 自治研ふくい 県内17市町村の財政状況                  |       | 福井県地方自治研究センター  | 情報誌 | 2010.12.14 |
| 自治総研12月号 新成長戦略の構想と現実                 |       | 地方自治総合研究所      | 情報誌 | 2010.12.21 |
| 政権交代をめぐる政治経済財政                       |       | 地方自治総合研究所      | 報告書 | 2010.12.21 |

※月刊自治研・自治総研のバックナンバー、取り揃えてあります。

# 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

## 基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

## 会員を募集しています!

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)  
 団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

## 特典

### 正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

### 賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

## ●加入申込みについて

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

|                  |                                    |      |                                |
|------------------|------------------------------------|------|--------------------------------|
| 会費の種別            | 個人会員・・・正会員・賛助会員<br>団体会員・・・正会員・賛助会員 | 加入口数 | ( )口                           |
| 個人<br>または<br>団体名 | ふりがな                               | ご住所  | 〒                              |
| 職場<br>(勤務先)      |                                    |      | 電話 ( )<br>ファックス ( )<br>メールアドレス |

## ■お問い合わせは

### 一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階  
 TEL.043-246-0511 FAX.043-246-3918 E-mail:chiba-jk@ubcnet.or.jp

# 編集後記

「機関誌は3号までは出るけれども、そこで息切れするから気をつけろ」とのお話も聞きましたけれども、当誌はめでたく第4号の発刊にこぎつけることができました。今号は自治労千葉県本部と共催にて開催した千葉県地方自治研究集会の講演録がメインになっております。新政権のテーマになっていた「新しい公共」も移り気なメディアへの登場は随分少なくなってきたような気もしますが、公共サービスの担い手として市民が参加するという新しい発想は今後の政策運営にとって極めて重要だと考えます。講演していただいた名和田先生は自ら横浜市でコミュニティカフェの運営などで実践活動をしており、その体験談も含めてお話ししていただきました。その後、連合千葉の政策委員会主催で横浜市を視察させていただきました。また、今号では今回も公共の担い手の団体を紹介させていただきました。

井下田理事長の連載「房総の自治鉦脈」も戦後編に入りました。宮崎副理事長の「数字で掴む自治体の姿」も佳境に入っておりますが引き続きの連載に期待します。さらに、資料の収集活動につきましても地方自治に関する新聞切り抜きを行っている他、全国の自治研センターから情報誌や出版物が送られて参ります。会員の皆様には是非ともご活用ください。

当センターも結成2年目に入り、講演会の開催、情報誌の発行、研究会の開催等、ようやく運営も軌道に乗り始めております。会員の皆様をはじめご支援していただいている皆様に改めて感謝します。

なお、第3回総会を2011年6月に開催予定ですが、当日「地方財政」に関する記念講演会を予定しています。

事務局長 高橋 秀雄

## 自治研ちば既刊案内

2010年3月  
(創刊号)



- 発刊にあたって  
理事長 井下田 猛
- 政権交代と公共サービスの再考  
東大名誉教授 大森 彌
- 連載① 数字で掴む自治体の姿  
副理事長 宮崎 伸光
- 松戸市パワハラ訴訟の顛末と問題点  
弁護士 小川 寛
- 連載「房総の自治鉦脈」  
理事長 井下田 猛
- 茂原市夏の風物詩  
茂原市 鶴沢 輝光

2010年6月  
(vol.2)



- 巻頭言  
理事長 井下田 猛
- 検証! 民主党政権による社会保障の行方  
淑徳大学准教授 結城 康博
- 千葉県一般会計当初予算について  
千葉県議 天野 行雄
- 千葉市の平成22年度予算について  
千葉県議 三瓶 輝枝
- 連載「房総の自治鉦脈」第2回  
理事長 井下田 猛
- 連載② 数字で掴む自治体の姿  
副理事長 宮崎 伸光
- 歴史的資源を活用したまちづくり  
香取市 吉田 博之
- 公共の担い手  
NPO法人子育て支援グループハミングちば

2010年10月  
(vol.3)



- 巻頭言  
副理事長 佐藤 晴邦
- 2010年度の地方財政計画と千葉県の財政状況  
自治総研 高木 健二
- 銚子市立病院 1年8ヶ月ぶりに再開  
銚子市議 加瀬 庫蔵
- 小さな自治体の継続に向けて  
酒々井町議 川島 邦彦
- 北総鉄道運賃値下げと地方自治  
鎌ヶ谷市議 藤代 政夫
- 公共の担い手 トータル介護サービスアイ  
代表 大塚美知雄
- 連載「房総の自治鉦脈」第3回  
理事長 井下田 猛
- 連載③ 数字で掴む自治体の姿  
副理事長 宮崎 伸光
- 「東洋のドーバー」銚子屏風ヶ浦  
銚子市 平野 寛

バックナンバーの申し込みは当研究センターまで 1部500円

## 自治研ちば vol.4

2011年2月発行

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階

TEL 043-246-0511

編集・印刷 (株)メロウリンク企画 頒価：500円